

第四十八回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日(水曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 三木 喜夫君

理事 大石 八治君

理事 久野 忠治君

理事 谷川 和穂君

理事 中村庸一郎君

理事 原田 憲君

理事 松山千恵子君

理事 川崎 寛治君

理事 長谷川正三君

理事 村山 喜一君

出席國務大臣

文部 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

文部政務次官 押谷 富三君

文部事務官 西田 剛君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 前田 充明君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

労働事務局 中田 定土君
職業訓練局 田中 彰君
専 門 員 田中 彰君

三月二十四日

委員足鹿覺君辭任につき、その補欠として村山

喜一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員村山喜一君辭任につき、その補欠として足

鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

三月二十四日

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する

法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

同日

国立及び公立の産業高等学校の教職員に対する

産業教育手当の支給に関する法律案(小林武君

外四名提出、参法第九号)(予)

同日

高等学校父母負担の軽減等に関する請願(西ヶ

久保重光君紹介)(第一八二一号)

同日

同(金丸徳重君紹介)(第一八六一号)

同日

同(秋山徳雄君紹介)(第一八九八号)

同日

同(足鹿覺君紹介)(第一八九九号)

同日

同(淡谷修蔵君紹介)(第一九〇〇号)

同日

同(井伊誠一君紹介)(第一九〇二号)

同日

同(井伊誠一君紹介)(第一九〇三号)

同日

同(石田有全君紹介)(第一九〇四号)

同日

同(石橋政嗣君紹介)(第一九〇六号)

同日

同(稲村隆一君紹介)(第一九〇七号)

同日

同(岡良一君紹介)(第一九一一号)

同日

同(岡本隆一君紹介)(第一九一二号)

同日

同(加藤清二君紹介)(第一九一四号)

同日

同(川村維義君紹介)(第一九一六号)

同日

同(久保三郎君紹介)(第一九一七号)

同日

同(栗原俊夫君紹介)(第一九一八号)

同日

同(栗原俊夫君紹介)(第一九一九号)

同日

同(黒田壽男君紹介)(第一九二〇号)

同日

同(小林進君紹介)(第一九二二号)

同日

同(五島虎雄君紹介)(第一九二二号)

同日

同(佐々木三三君紹介)(第一九二三号)

同日

同(佐野憲治君紹介)(第一九二四号)

同日

同(坂本泰良君紹介)(第一九二五号)

同日

同(沢田政治君紹介)(第一九二六号)

同日

同(下平正一君紹介)(第一九二七号)

同日

同(東海林稔君紹介)(第一九二八号)

同日

同(田中武夫君紹介)(第一九二九号)

同日

同(竹本孫一君紹介)(第一九三〇号)

同日

同(千葉七郎君紹介)(第一九三二号)

同日

同(原茂君紹介)(第一九四六号)

同日

同(日野吉夫君紹介)(第一九四七号)

同日

同(平岡忠次郎君紹介)(第一九四八号)

同日

同(平林剛君紹介)(第一九四九号)

同日

同(前田榮之助君紹介)(第一九五〇号)

同日

同(松井政吉君紹介)(第一九五二号)

同日

同(松井政吉君紹介)(第一九五二号)

同日

同(松浦定義君紹介)(第一九五三三)

同日

同(松原喜之次君紹介)(第一九五五号)

同日

同(森義親君紹介)(第一九五六号)

同日

同(八木一男君紹介)(第一九五七号)

同日

同(八木昇君紹介)(第一九五八号)

同日

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九五九号)

同日

同(安井吉典君紹介)(第一九六〇号)

同日

同(山口丈太郎君紹介)(第一九六一号)

同日

同(山崎始男君紹介)(第一九六二号)

同日

同(山中吾郎君紹介)(第一九六三三)

同日

同(山中吾郎君紹介)(第一九六四号)

同日

同(米内山義一郎君紹介)(第一九六五号)

同日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二十四日

文教委會議録第十一号

昭和四十年三月二十四日

第一類第六号

文教委員会

第一類第六号 文教委員会議錄第十二号 昭和四十年三月二十四日

同(森義視君紹介)(第二〇九七号)
同(柳田秀一君紹介)(第二〇九八号)
高等学校建築費等國庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第一八二九号)
学校警備員の設置に関する法律案成立促進に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第一八四六号)
同(井伊誠一君紹介)(第二〇二四号)
同(井手以誠君紹介)(第二〇二五号)
同(石田有全君紹介)(第二〇二六号)
同(石野久男君紹介)(第二〇二七号)
同(卜部政巳君紹介)(第二〇二八号)
同(江田三郎君紹介)(第二〇二九号)
同外一件(岡良一君紹介)(第二〇三〇号)
同(岡田春夫君紹介)(第二〇三一号)
同(落合寛茂君紹介)(第二〇三二号)
同(加藤清二君紹介)(第二〇三三号)
同(片島港君紹介)(第二〇三四号)
同(川俣清音君紹介)(第二〇三五号)
同(久保三郎君紹介)(第二〇三六号)
同(黒田壽男君紹介)(第二〇三七号)
同(小松幹君紹介)(第二〇三八号)
同(兄玉末男君紹介)(第二〇三九号)
同外一件(桜井茂尚君紹介)(第二〇四〇号)
同(沢田政治君紹介)(第二〇四一号)
同(下平正一君紹介)(第二〇四二号)
同(東海林稔君紹介)(第二〇四三号)
同(田中武夫君紹介)(第二〇四四号)
同外一件(千葉七郎君紹介)(第二〇四五号)
同(辻原弘市君紹介)(第二〇四六号)
同(中澤茂一君紹介)(第二〇四七号)
同(二宮武夫君紹介)(第二〇四八号)
同(野口忠夫君紹介)(第二〇四九号)
同(原茂君紹介)(第二〇五〇号)
同外二件(細迫兼光君紹介)(第二〇五一号)
同(堀昌雄君紹介)(第二〇五二号)
同(松井政吉君紹介)(第二〇五三号)
同(松平忠久君紹介)(第二〇五四号)
同(三木喜夫君紹介)(第二〇五五号)

同外一件森義視君紹介(第二〇五六号)
同(八木一男君紹介(第二〇五七号)
同(柳田秀一君紹介(第二〇五八号)
同(山崎始男君紹介(第二〇五九号)
同(山中吾郎君紹介(第二〇六〇号)
同(吉村吉雄君紹介(第二〇六一号)
同(和田博雄君紹介(第二〇六二号)
日本育英会法の一部改正に關する請願(淡谷修藏君紹介(第一八七三号)
同(安宅常彦君紹介(第一八七四号)
同(大村邦夫君紹介(第一八七五号)
同(岡田春夫君紹介(第一八七六号)
同(加賀田進君紹介(第一八七七号)
同(川俣清音君紹介(第一八七八号)
同(栗林三郎君紹介(第一八七九号)
同(栗原俊夫君紹介(第一八八〇号)
同(五島虎雄君紹介(第一八八一号)
同(佐々木更三君紹介(第一八八二号)
同(東海林稔君紹介(第一八八三号)
同(田中武夫君紹介(第一八八四号)
同(中村重光君紹介(第一八八五号)
同(西宮弘君紹介(第一八八六号)
同(野口忠夫君紹介(第一八八七号)
同(芳賀貢君紹介(第一八八八号)
同(華山親義君紹介(第一八八九号)
同(原彪君紹介(第一八九〇号)
同(細迫兼光君紹介(第一八九一号)
同(松井政吉君紹介(第一八九二号)
同(三木喜夫君紹介(第一八九三号)
同(森義視君紹介(第一八九四号)
同(安井吉典君紹介(第一八九五号)
同(柳田秀一君紹介(第一八九六号)
同(吉村吉雄君紹介(第一八九七号)
同(受田新吉君紹介(第二〇九九号)
同(小平忠君紹介(第二一〇〇号)
同(佐々木良作君紹介(第二一〇一号)
同(鈴木一君紹介(第二一〇二号)
同(玉置一徳君紹介(第二一〇三号)
同(西尾末廣君紹介(第二一〇四号)

同(西村榮一君紹介)(第二二〇五号)
同(門司亮君紹介)(第二二〇六号)
同(吉田賢一君紹介)(第二二〇七号)
私立学校に対する一般公費助成の増額及び補助制度確立に関する請願(石田博英君外二十四名紹介)(第一九七〇号)
同(岡田春夫君紹介)(第一九七一号)
同(加賀田進君紹介)(第一九七二号)
同(川俣清音君紹介)(第一九七三号)
同(佐々木更三君紹介)(第一九七四号)
同(原彪君紹介)(第一九七五号)
同(細迫兼光君紹介)(第一九七六号)
同(山田耻目君紹介)(第一九七七号)
同(鈴木一君紹介)(第二一二四号)
へき地教育振興法の一部改正に関する請願(石田宥全君紹介)(第一九七八号)
同(石野久男君紹介)(第一九七九号)
同(岡田春夫君紹介)(第一九八〇号)
同(加藤清二君紹介)(第一九八一号)
同(沢田政治君紹介)(第一九八二号)
同(千葉七郎君紹介)(第一九八三号)
同(山中吾郎君紹介)(第一九八四号)
同(井伊誠一君紹介)(第二一一八号)
同(井手以誠君紹介)(第二一九九号)
同(片島港君紹介)(第二二二〇号)
同(川俣清音君紹介)(第二二二一号)
同(小松幹君紹介)(第二二二三号)
同(多賀谷眞穂君紹介)(第二二二三号)
同(辻原弘市君紹介)(第二二二四号)
同(中村重光君紹介)(第二二二五号)
同(二宮武夫君紹介)(第二二二六号)
同(細谷治嘉君紹介)(第二二二七号)
同(松本七郎君紹介)(第二二二八号)
同(三木喜夫君紹介)(第二二二九号)
同外一件(森義祝君紹介)(第二二三〇号)
同(八木一男君紹介)(第二二三一号)
同(八木昇君紹介)(第二二三二号)

学校給食法の一部を改正する法律案等成立促進
に関する請願(石野久男君紹介)(第二二〇六三号)

同(稻村隆一君紹介)(第二〇六四号)
同(岡良一君紹介)(第二〇六五号)
同(坂本泰良君紹介)(第二〇六六号)
同(八木一男君紹介)(第二〇六七号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第二〇六八号)
同(山中吾郎君紹介)(第二〇六九号)
義務教育費国库負担法の一部改正に関する請願
(赤路友藏君紹介)(第二〇七〇号)
同(沢田政治君紹介)(第二〇七一号)
同(中村重光君紹介)(第二〇七二号)
同(二宮武夫君紹介)(第二〇七三号)
同(松浦定義君紹介)(第二〇七四号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第二〇七五号)
同(米内山義一郎君紹介)(第二〇七六号)
同(横路節雄君紹介)(第二〇七七号)
教育予算確保に関する請願(石野久男君紹介)
(第二〇七八号)
同(岡良一君紹介)(第二〇七九号)
同(沢田政治君紹介)(第二〇八〇号)
同(西村関一君紹介)(第二〇八一号)
同(芳賀貢君紹介)(第二〇八二号)
同(松浦定義君紹介)(第二〇八三号)
同(米内山義一郎君紹介)(第二〇八四号)
同(横路節雄君紹介)(第二〇八五号)
産炭地公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数等に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第一〇八号)
同(川村継義君紹介)(第二一九号)
同(小林進君紹介)(第二一〇号)
同(沢田政治君紹介)(第二一一号)
同(西村関一君紹介)(第二一二号)
同(芳賀貢君紹介)(第二一三号)
同(松浦定義君紹介)(第二一四号)
同(八木一男君紹介)(第二一五号)
同(山中吾郎君紹介)(第二一六号)
同(横路節雄君紹介)(第二一七号)
官城教育大学設置反対に関する請願(川崎寛治君紹介)(第二二三号)
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

本日の会議に付した案件

国立学校設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三二二号）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（長谷川正三君外九名提出、衆法第二二二号）
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号）

○渡海委員長　これより会議を開きます。

長谷川正三君外九名提出の公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。長谷川正三君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

小学校	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三又は四の学年の児童で編制する学級	一学級の児童又は生徒の数
	四十人 二十人 十五人	

五又はその学年の児童で編制する学級に規定する特殊学級	十人
十人	十人

第三条第三項中「十人」を「八人（心身に二以上の政令で定める故障がある児童又は生徒で編制する学級については、五人）」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前二項の場合においては、都道府県教育委員会、第二項の表の下欄に掲げる数に二人を加えた数をこえる数又は前項に規定する数に二人を加えた数をこえる数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができない。

第三条の次に次の一条を加える。

(学級編制の基準についての文部大臣の承認
第三条の二 都道府県教育委員会は、前条第

項又は第三項の場合において、同条第四項に規定する限度内において同条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数又は同条第三項に規定する数をこえる数をもつて公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めようとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。第四条中「前条第二項又は第三項」を「第三条又は前条」に改める。

第六條から第八條までを次のように改める。

（教職員定数の標準）
第六條 各都道府県ごとの、公立の小学校に置く

べき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数

(一)未滿の端數を生じたときは、一に切り上げる。を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した數を標準として、当該教職員職の種類ごとの總數を定めなければならない。

一 学校（分校を除く。）の總數に二を乗じて得た數

二 學級總數に一を乗じて得た數

三 次の表の上欄に掲げる學校規模ごとの學校の數に当該學校規模に應ずる同表の下欄に掲げる數を乘じて得た數の合計數

学校規模	乗する数
五學級以下の學校	一
六學級から八學級までの學校	二
九學級から十四學級までの學校	三
十五學級から十七學級までの學校	四
十八學級から二十學級までの學校	五
二十一學級から二十六學級までの學校	六
二十七學級から三十學級までの學校	七
三十一學級から三十四學級までの學校	八
三十五學級から四十學級までの學校	十
四十一學級から四十四學級までの學校	十二
四十五學級以上の學校	十四

四 五學級以下の分校の総数に一を乗じて得た数

五 学校（分校を除く）の総数に一を乗じて得た数と二十学級以上の学校（分校を除く）の総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

七条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定

した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる）を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

一 学校（分校を除く。）の総数に二を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

一學級の學校 二學級の學校 三學級の學校 四學級の學校 五學級の學校 六學級の學校 七學級の學校 八學級の學校 九學級の學校 十學級の學校 十一學級の學校 十二學級の學校 十三學級の學校 十四學級の學校 十五學級の學校 十六學級の學校 十七學級の學校 十八學級の學校 十九學級の學校 二十學級の學校 二十一學級の學校 二十二學級の學校 二十三學級の學校 二十四學級の學校 二十五學級の學校 二十六學級の學校	四 五 六 八 九 十一 十二 十四 十五 十七 十八 二十 二十一 二十三 二十四 二十六 二十八 三十 三十一 三十二 三十四 三十五 三十七 三十八 四十 四十二
--	---

二十七学級の学校	四十三
二十八学級の学校	四十五
二十九学級の学校	四十七
三十学級の学校	四十九

三 学校規模が三十学級をこえる学校の数に二十一を乗じて得た数に当該学校の学級総数を加えた数

四 学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と十二学級以上の学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

第八条 各都道府県ごとの、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を標準として定めるものとする。

一 学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数

二 学校総数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の部の総数に一を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数

三 小学部の学級総数に一を乗じて得た数

四 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとの、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	二
	六学級又は七学級の部	三
	八学級又は九学級の部	四
	十学級又は十一学級の部	五
	十二学級から十四学級までの部	六
中学部	十五学級又は十六学級の部	七

十七学級又は十八学級の部	八
十九学級から二十一学級までの部	九
二十二学級又は二十三学級の部	十
二十四学級又は二十五学級の部	十一
二十六学級から三十学級までの部	十二
三十一学級以上の部	十三

小学部	中学部
一学級の部	一学級の部
二学級の部	二学級の部
三学級の部	三学級の部
四学級の部	四学級の部
五学級の部	五学級の部
六学級の部	六学級の部
七学級の部	七学級の部
八学級の部	八学級の部
九学級の部	九学級の部
十学級の部	十学級の部
十一学級の部	十一学級の部
十二学級の部	十二学級の部
十三学級の部	十三学級の部
十四学級の部	十四学級の部
十五学級の部	十五学級の部
十六学級の部	十六学級の部
十七学級の部	十七学級の部
十八学級の部	十八学級の部
十九学級の部	十九学級の部
二十学級の部	二十学級の部

五 中学部の部の規模が二十学級をこえる部の数に十九を乗じて得た数に当該部の学級総数を加えて得た数

六 寄宿舎の総数に三を乗じて得た数

七 肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校ごとの児童又は生徒の数に八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

八 寄宿舎ごとに寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

徒の数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

九 学校総数に一(肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、二)を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数

第十条の見出しを削り、同条中「次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする」を「第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする」に改め、同条を第九条とする。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 都道府県教育委員会は、昭和四十年四月一日に始まる学年の公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「法」という)第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう)の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合には、同日前に改正後の法第三条の二の規定による文部大臣の承認を得ることができる。

(昭和四十年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)

3 昭和四十一年三月三十一日までは、改正後の法第三条第二項の表中「同年の児童で編制する学級(四十人)とあるのは、第一学年の児童で編制する学級(四十人)とあるのは、第二学年から第十学年までの同年の児童で編制する学級(四十人)と、同年の生徒で編制する学級(四十人)とあるのは、第二学年又は第三学年の

る学級

同年の生徒で編制する学級(四十人)と読み替え、同条第三項中「八人」とあるのは「十人」と読み替えるものとする。

4 前項に規定する日までは、改正後の法第三条第四項中「第二項の表」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)附則第三項の規定により読み替えられた第二項の表」と読み替え、改正後の法第三条の二中「同条第二項の表」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)附則第三項の規定により読み替えられた同条第二項の表」と読み替えるものとする。

5 附則第三項に規定する日までは、改正後の法第六条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百四」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百五十五を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と二十」とあるのは「七」と読み替えるものとする。

学校規模	乗ずる数
五学級以下の学校	一
六学級から十五学級までの学校	二
十六学級から二十学級までの学校	三
二十一学級から二十七学級までの学校	四
二十八学級から三十四学級までの学校	五
三十五学級から四十学級までの学校	六
四十一学級から四十四学級までの学校	七
四十五学級以上の学校	八

6 附則第三項に規定する日までは、改正後の法第七各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百四」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百五十を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号中「二十一」とあるのは「十七」と、同条第四号中「学校（分校を除く）」の総数に一を乗じて得た数と「十二」とあるのは「七」と読み替えるものとする。

学校規模	乗する数
一学級の学校	三
二学級の学校	四
三学級の学校	五
四学級の学校	七
五学級の学校	八
六学級の学校	十
七学級の学校	十一
八学級の学校	十二
九学級の学校	十四
十学級の学校	十五
十一学級の学校	十七
十二学級の学校	十八
十三学級の学校	十九
十四学級の学校	二十一
十五学級の学校	二十二
十六学級の学校	二十三
十七学級の学校	二十五
十八学級の学校	二十七
十九学級の学校	二十八
二十学級の学校	三十
二十一学級の学校	三十一
二十二学級の学校	三十二
二十三学級の学校	三十四
二十四学級の学校	三十五
二十五学級の学校	三十七
二十六学級の学校	三十九

7 附則第三項に規定する日までは、改正後の法第八各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百四」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十四」と、同条第八号中「四分の一」とあるのは「五分の一」と読み替えるものとする。

部	部の別	部の規模	乗する数
小学部	部	五学級以下の部	一
		六学級から八学級までの部	二
		九学級から十二学級までの部	三
		十三学級から十六学級までの部	四
		十七学級から二十学級までの部	五
		二十一学級から二十四学級までの部	六
		二十五学級から二十八学級までの部	七
		二十九学級又は三十学級の部	八
		三十一学級以上の部	九
		一学級の部	三
中学部	部	二学級の部	四
		三学級の部	五
		四学級の部	七
		五学級の部	八
		六学級の部	九
		七学級の部	十
		八学級の部	十二
		九学級の部	十三
		十学級の部	十五
		十一学級の部	十七

8 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までは、改正後の法第三号第二項の表中「同年の児童で編制する学級四十人」とあるのは「第一学年又は第二学年の同年の児童で編制する学級四十人」と、「同年の児童で編制する学級四十九人」と、「同年の生徒で編制する学級四十人」とあるのは「第一学年又は第二学年の同年の生徒で編制する学級四十九人」と読み替え、同条第三項中「八人」とあるのは「九人」と読み替えるものとする。

9 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までは、改正後の法第三号第四項中「第二項の表」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第...）附則第八項の規定により読み替えられた第二項の表」と読み替え、改正後の法第三号の二中「同条第二項の表」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第...）附則第八項の規定により読み替えられた同条第二項の表」と読み替えるものとする。

10 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までは、改正後の法第六各号列記以外

学校規模	乗する数
五学級以下の学校	一
六学級から十二学級までの学校	二
十三学級から十六学級までの学校	三
十七学級から二十一学級までの学校	四
二十二学級から二十六学級までの学校	五
二十七学級から三十一学級までの学校	六
三十二学級から三十七学級までの学校	七
三十八学級から四十四学級までの学校	八
四十五学級以上の学校	十

二十学級から二十三学級までの学校	五
二十四学級から二十八学級までの学校	六
二十九学級から三十三学級までの学校	七
三十四学級から三十七学級までの学校	八
三十八学級から四十学級までの学校	九
四十一学級から四十四学級までの学校	十
四十五学級以上の学校	十二

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、改正後の法第七条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号中「二十一」とあるのは「二十」と、同条第四号中「十二」とあるのは「十六」と読み替えるものとする。

学校規模	乗する数
一学級の学校	四
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	八
五学級の学校	九
六学級の学校	十一
七学級の学校	十二
八学級の学校	十三
九学級の学校	十五
十学級の学校	十六
十一学級の学校	十八
十二学級の学校	十九
十三学級の学校	二十
十四学級の学校	二十二
十五学級の学校	二十三

十六学級の学校	二十五
十七学級の学校	二十七
十八学級の学校	二十九
十九学級の学校	三十
二十学級の学校	三十一
二十一学級の学校	三十三
二十二学級の学校	三十四
二十三学級の学校	三十六
二十四学級の学校	三十七
二十五学級の学校	三十九
二十六学級の学校	四十一
二十七学級の学校	四十二
二十八学級の学校	四十四
二十九学級の学校	四十五
三十学級の学校	四十七

17 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで、改正後の法第八各号別記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十七」と読み替えるものとする。

部の別部の規模	乗する数
五学級以下の部	二
六学級から八学級までの部	三
九学級から十一学級までの部	四
十二学級又は十三学級の部	五
十四学級から十六学級までの部	六
十七学級から十九学級までの部	七
二十学級から二十二学級までの部	八
二十三学級又は二十四学級の部	九
二十五学級又は二十六学級の部	十
二十七学級から三十学級までの部	十一
三十一学級以上の部	十二

部	乗する数
一学級の部	四
二学級の部	五
三学級の部	六
四学級の部	八
五学級の部	九
六学級の部	十一
七学級の部	十二
八学級の部	十四
九学級の部	十五
十学級の部	十七
十一学級の部	十九
十二学級の部	二十一
十三学級の部	二十三
十四学級の部	二十四
十五学級の部	二十六
十六学級の部	二十八
十七学級の部	二十九
十八学級の部	三十一
十九学級の部	三十三
二十学級の部	三十五

18 (教職員の前年度における定数が標準定数をこえる場合の経過措置)

都道府県の教育委員会は、昭和四十三年三月三十一日までは、毎学年、当該都道府県内の公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十一条第一項の条例において定められた昭和四十年から昭和四十二年までの各年の三月三十一日に終わる学年に係る当該都道府県内の公立の小学校又は中学校のそれの教職員の定数（以下「前年度における定数」という。）が改正後の法第六各号若しくは附則第五項、附則第十項若しくは附則第十五項又は改正後の法第七各号若しくは附則第六項、附則第十一項若しくは附則第十六項の規定により算出した数をこえるときは、当該年度の一学級の児童又は生徒の数の基準が改正後の法第三各号第二項の表の下欄に掲げる数を下ることとならない

限度において、小学校教職員定数又は中学校教職員定数の標準となるべき数が当該前年度における定数に達するまで、学級規模の適正化を行なうものとする。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正)

19 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号並びに附則第二項及び附則第三項を削る。

理由

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置を一層適正化し、義務教育の水準を向上させるため、一学級の児童又は生徒の数の標準となるべき数を引き下げ、また、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約五十九億円の見込みである。ただし、四箇年間に要する経費としては、約二百二十一億円の見込みである。

○長谷川(正)議員 たいま議題となりました、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下標準法という)の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今日、世界の科学、産業、文化の進展は目まぐるしいものがあり、国際社会における、わが国の地位の向上をはかるためには、その基礎となる教育の振興について格別の努力がはからなければならぬことは論をまたないところであります。しかるに現状を見ますと、教育条件の整備は決して十分とはいえず、施設設備の貧困にも増して、学級編制基準並びに教職員の配置基準について劣悪な状態にあるといわねばなりません。

試みにわが国の学級編制基準を諸外国の編制基準と比較してみますと、各国を十人ないし十五人を上回っているのが現状であります。また教職員の配置基準についても全く同様なことといえます。

今日、週四十時間制の実施は世界の趨勢であり、いち早く社会主義諸国、欧米資本主義の先進諸国においては実現を見ているところです。ところが現行教職員定数の配置基準では週三十時間をこえる授業時間数さえ生じています。

さらに授業前準備、事後処理、雑務等を加えますと、実におびただしい超過労働を行なっており、文部省がさきに調査した教職員勤務量調査の結果においても週十一時間余りの超過労働となっておりです。

以上のような悪条件を改善し、教育水準の向上をはかるため、昭和三十三年に標準法が制定され、さらに、さきの第四十五回国会において同法が改正され、一学級五十人の学級編制基準を四十五人にするとともに、教職員定数の算定基準を改善したのでありますが、いまだもって十分なものということはできません。

よって、この際、学級編制及び教職員定数の標準のなお一そうの適正化をはかるため所要の改正を加え、もって国際水準に近づけることはきわめて適切な処置と考える次第であります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、学級編制に関する標準について、一学級の児童または生徒数を四十名とすることでありす。

第二は、教職員定数の標準について、学校の総数に二を乗じて得た数を加えるとともに、学校規

模別の乗する数を改善する等所要の改正を行なうこととあります。

特に、養護教諭、事務職員はこれを必置することとし、なお、新たに学校給食事務職員を確保しようとするものであります。

本案によつて、教職員定数は約十二万人の増加となりますが、これらについては、教員養成機関における養成可能人員を考慮したことは申すまでもありません。

何とぞ十分御審議の上御賛成くださるようお願いいたします。(拍手)

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○渡海委員長 次に、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 最近相次いでソビエト並びにアメリカにおけるたいへんな科学の成功というものが現れておるわけでありまして、ウオースホート二号の宇宙船外の成功なりあるいはジュミニ計画の成功、そういうものが大々的に報道されておるわけでありまして、これは科学研究の画期的な成果というものの上に立っておることは申すまでもありません。

そこで、日本におけるそうした科学の発展というものを推し進めていくために、今回提案をされております国立学校設置法の中においても大学院を新たに八つ新設をする、あるいは静岡大学に付置研究所、電子工学研究所を一つ加える、こういうふうなことで幾らかの努力をしておることは今回の設置法の中にも見られるわけでありまして、

ところが、大学制度全般あるいは日本における科学の現在の体制、そういうものを根本的に見ますとき、愛知文部大臣が大臣に就任をされました際に二十世紀からの呼びかけ、こういうこ

とをたいへん高らかにうたい上げたわけでありまして、しかし現在の日本の大学院の状態であるとかあるいは科学の基本的な体制、こういう点から見ますならば、愛知文部大臣が二十一世紀からの呼びかけ、こういうふうなことをうたいあげたものが、今回の四十年度の文教政策の中で、文教行政の中で、あるいは予算措置の中で、アメリカなりソ連なりイギリスなりフランスなりそうした大きな教育競争を推し進めておる現下の世界情勢の中で、愛知文部大臣がいう二十一世紀からの呼びかけというのに対応できるものであるかどうか。こういう点からしますならば、私はたいへん心寒い状態でないか、こう思うのでありますが、その点について文部大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 たいへんお話がございましたように、科学技術の振興ということについては、何としても努力を新たにしなければならぬという考え方でやっておりますつもりでございますが、たとえば最近の米ソ両国の宇宙開発の問題についても、宇宙開発のいろいろの計画については、国の予算の關係から申しましても、日本の全予算に匹敵するあるいはそれ以上のものをそれぞれ投入しておるというふうな、いわば現在においては段違いな状況であるわけでございます。こういう現状に對して着実に、しかし非常なビジョンを持って進めていくというところに、日本としても非常な苦勞があるわけであると思ひます。しかしながら、たとえば文部省關係の本年度の予算におきまして、やはりそういったような考え方を基礎にいたしまして、たとえば学術研究の振興についても、特に基礎研究の振興ということ、研究の創設もたいへんお話がございましたように心がけております。また原子力、原子核、宇宙科学、防災、海洋あるいはガンといったような部門につきましても、それぞれの施設、研究開発について、相当予算の上におきましてもくふうをこらしておるつもりであります。やはり先ほど

申しましたように現実の国力の相違といひますか、これまでの先進国のやり方に比べれば非常にお寒いといふことがございましたが、そのとおりであると思ひますけれども、日本としての独特の立場からあつた限りの努力を進めてまいりたい。国立大学の拡充等につきましてもそういう考え方を基礎にして前進をさせたいということでおりますことは、御理解をお願いしたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 もう一つ具体的にお尋ねしたいと思ひます。三十九年度と四十年度において、つまりあなたが文部大臣になられたときに、いままでの文部省は対日教組とのけんかばかりエネルギーを使つておる、もつと力を入れなければならぬことがあつたのではないか、そういうふうなことで、二十一世紀からの呼びかけということとを言われ、私たちもそれをすなおに受け取つたわけでありまして、それが後ほど文部大臣の発言もずいぶん修正をされて、ほとんど最初のフレッシュな色合いといふものは何もかもなくなつていくわけでありまして、従来の文教行政といふものが、そういう意味ではきつめてビジョンに富んでいない、こういうことはおそろしく大臣になられたそのときの率直な感じであつたと思ひます。

そこで、三十九年度と四十年度において大臣自身がどう具体的に飛躍させたか、国力の差によつて、率直に言へばお寒い状態だ、こういう点を認められたわけでありまして、三十九年度と四十年度においてきつた立ってこつた変わつてきた、あるいは変わらないうちにもこうしようといふとおるという、具体的なビジョンといふものを示していただきたい。

○愛知国務大臣 これはぜひいふん方面の広い問題になりますけれども、科学技術關係といふことに例をとりますならば、先ほど申しましたように、まず大学といたしましての学術の基礎的な研究といふことにつきましては相当のくふうをこらしたわけでありまして、具体的に申しますと、たとえば大強度加速器というふうなものが学術研究の今

後の一つの基礎になるものかと考えましたので、これにつきましても四十年度におきましてはかなり思い切つた進め方をしてみたいと思ひます。そのわけでございます。それからこれは科学技術の關係になりますけれども、たとえばいわゆる長期計画の策定、あるいは科学振興の基本法の制定といふことにつきましては、私も就任以来特に努力をいたしておるつもりでございますけれども、なるべくすみやかなる機会に長期計画を設定したい。これは科学技術會議を中心として展開したいと思ひますが、なるべくすみやかなる機会に、これは学術にも国会にもあるいは政府側にもそれぞれ十二分の御協力を願ひながら長期計画をつくり、かたがた基本法の御審議を次の国会にはぜひお願いをしたい。これはできればこの国会の中でも、提案までいたしたかったのでございます。そこまでは及びませんでしたけれども、そういう点におきましても学術と相協力して意欲をゆさぶる起して、ぜひ実現の軌道に乗せてまいりたい。それから先ほど申しました宇宙開発の問題にいたしまして、従来とするとばらばらになつておりましたような關係をなるべく統合といひますか、総合的な立場で計画、開発を推進していくようにしたいといふことで、宇宙開発推進本部と、文部省と申しますか、大学側の協力態勢をすでに一步前進したような形で推進をいたしておるというふうなことも一、二の例をあげることができると私思ひますが、これをさらに意欲的に展開してまいりたい。なおまた国立大学等の充実につきましても大学院の問題、それからやはり理工医歯というふうな方面の拡充強化といふことに特に意を用いてまいりたい、こういうふうな存じておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 研究体制の確立、そのためには研究施設の大拡充といふものと研究費の予算の大幅な増額、それからすぐれた大量の研究者、こういう要素がなければならぬわけでありましてけれども、現在のところそうした、施設あるいは研究費あるいは研究者、こういうものの要素の理想的

なといひますか、目標というものの対して、現在の充足率、つまりこれだけのもつと改善をしなければならぬ、これだけは突っ込んでいかなければならぬ、こういった点についての文部省としての考え方を示していただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これは施設の拡充ももちろん必要でございます、その点についてはできるだけ努力をしなければならぬが、同時にやはり待遇の問題ということが大きな重点であるかと思ひます。たとえば大学の教授をはじめ教職に当たる方々、それからいわゆる政府としての研究職という方々、それから属する方々、こういう人たちの待遇の改善というものは、四十年度にも若干の具体化はできましたけれども、さらにこれを格段と進めていかなければならぬ。これに關連してたとえば學者、研究者等の海外流出ということも抽象的にはいままでも御議論が盛んでございましてけれども、やはり具体的なデータをつかまないとと思ひまして、文部省と科学技術庁が協力いたしまして、その実態を捕捉することに努めて、かたがた国内の研究等に当たる待遇、雰囲気をよくするということに今後ともつとめてまいらなければならぬと思ひます。

それから日本の現状としては、やはり民間のいろいろの協力もさらに一段と求めたいということにも關連いたしますが、税制上のくふうなどもさらに今後大いに努力をすべき対象であらうかと考へております。

○川崎(寛)委員 海外流出の問題については後ほど触れようと思ひていたのでありますが、実態が把握できない、こういうことでありますけれども、現在すでに流出しておるすぐれた學者を呼び返す、あるいは呼び返す体制を具体的ににつくるという点についてはどうですか。

○愛知国務大臣 この点につきましては先般も御報告をいたしましたわけですが、まる四年以上におわたって海外にとどまっている方々というのは、私が予想いたしましたよりは比較的に少な

かった。しかしもう少しさらに現状をしつかり把握する必要があると思ひますけれども、特定の部門などの研究者については、世界的に優秀な人が、数はともかくとして流出といひますか、海外に出てゐる例が多いのではないかと思ひますので、こういう方々について、できるだけ日本において研究をするようにしてもらうためにはどういうような適切な対策が必要であるかという点については、さらに今後具体的に掘り下げて検討する必要があるかと考へております。

○川崎(寛)委員 具体的には何にもなかったわけでありまして、それならもう一ぺん国内のほうに返りまして、現在の日本の国立大学の教官で、アルバイトなしに大学の研究に専念できるというものが、今日の日本の大学教育の中の何割程度であるかというふうな確信を持って言えますか。

○愛知国務大臣 確信を持って何割とか何人とかいうことは申し上げる自信がございません。

○川崎(寛)委員 そうすると、正教授でも六、七割はいろいろの兼務をやり、あるいは論文を書かれるなりして食つていかなければいけない、こういう実態があるわけですか。そうしますと、助教、助手、そういう格差のひどい今日の賃金形態であり、年功序列型のそうした賃金形態の中で、大学の教官の大多数が、現在大学それ自体の研究ではなくて、ほかの仕事でとにかく食ひながら勉強しておる、そういう実態については、率直にお認めになりますか。

○愛知国務大臣 これはまあ相当何といひますか、その人により環境によりその他で、いろいろ実情も違ふかと思ひますので、一がいに捕捉はできないのであります。しかし、先ほどもちょっと申しましたように、教官の待遇改善等については、たとえば大学院の担当教官の俸給の調整をやりましますとか、あるいは教育職員等の俸給の特別調整額とか、あるいはまた初任給の引き上げであるとか、あるいは上のはうでいへば、学長その他のかなり大幅な引き上げでありますとか、こういうことは相当に今回の予算案に關連いたしましたし、

改善はできておるわけでございます、何はともあれ、教官等の待遇をおりあることに引き上げてまいるといふことに専念してまいって、反射的にアルバイト等の必要がなくなるようにしてあげるといふことがわれわれのかまへ方であるべきではないだらうか、かように考へておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 具体的には中身はなくて、抽象的にお答えになっておるだけでございますけれども、今日のそうした大学の研究体制が、新しい新制大学になって以後、大学の体制自体がきわめて不安定な状態にあるわけでありまして、大学制度それ自体の問題については後ほど触れてまいりたいと思ひますが、先ほどちょっと触れました研究者の、つまり科学技術者の数なりあるいは研究者の数なりの問題について、少し具体的にお尋ねしてみたいと思ひます。

池田内閣が所得倍増計画の中で科学技術者の不足を十七万人、こういうふうにはじき出したわけでありまして、工業高校卒業程度の者が四十四万人不足しておる、これを昭和三十五年度から四十五年度までの間に充足しなければならぬ、こういうことになっておるわけでありまして、これは、労働省からも参つておりますので、長期計画の問題については、もう少し後ほどこまかく触れてまいりたいと思ひますけれども、その科学技術者の十七万というの、学歴でいうならば、高専以上ということに規定をしておるのか、あるいは大学以上というふうな規定をしておるのか、その点いかがでありますか。

○杉江政府委員 高専も入っております。高専以上を計画の中に入れております。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、本年度の国立学校設置法のこの改正による学生定員の増は、先般の大学局長の答弁によりますと、三千三百九十四名だ、そのうち理工系が千九百七十四名だ、こういうふうになってゐたわけでありまして、そういうふうになると、今日の最も急増しなければならぬ段階においてすら、この程度しか充足できない

でおるわけでありまして。そうしますと、この十七万人の科学技術者の不足というものをいかにこれから埋めていくかというその長期計画について、お示し願ひたいと思ひます。

○杉江政府委員 まず、十七万人の不足、そしてこれに基づく養成計画は、三十五年から四十五年までの需要の推計に基づいてその計画を立てたものでありまして、この不足を補う措置は、四十三年度までに、科学技術者養成計画によつて、すでに充足済みになっておる計画でございます。その計画は、十七万人を大体毎年同じ割合でふやすという計画で、この増募計画を立てたのであります。ただ、少し細部にわたつて申し上げますと、そういうふうに毎年同じようにふえるとして計画しました、この充足計画はすでに実施済みでございますが、ただ、前に計画どおり埋まらなかったものがどうなるかというふうなものがあつて、必ずしもこの計画が十分だともいえないという点も指摘されておつたわけでありまして。がしかし、一応この計画は実施済みでございます。しかし、その後において、四十四年度以降において、科学技術者養成のその計画以上の養成計画が必要でないかという点、それはなお必要とする、こういうふうな見地に立ちまして、今度の増募措置を考へておるわけでありまして、いままでの計画とは一応別個の立場から、この科学技術者養成を考へておるということを申し上げておきます。

○川崎(寛)委員 四十三年までの計画は済んだということは、すでに現在の大学教育の計画の中で、つまり現在の入学定員で、所得倍増計画を策定した際の四十三年度の目標はすでに到達しておるということですか、ただ計画ができてゐるという点ですか。

○杉江政府委員 当時立てました十七万人不足に対応する増募計画は、実施済みでございます。ただし、所得倍増計画そのものが非常な変動を示しましたし、また十七万人計画を立てました際のいろいろの計算のしかた等にも反省すべきものがある、理工系の高専教育卒業生に対する需要は現実

に多い、そういうふうな諸般の事情を勘案しまして、これでは不十分だということで新たに科学技術者の養成の計画を立てなければならぬ、こういう段階にきておる。その科学技術者養成計画をこの志願者急増の対策の一環として私どもはいま推進しようとしているわけでございします。

○川崎(寛)委員 それでは三十五年以降四十三年までの理工系の高専以上の卒業生、つまり三十八年まではもう実数が出ると思えますけれども、それを具体的に言ってみてください。

○杉江政府委員 まずこの十七万人の不足を充足するために、三十六年から一万人六千人を増募する計画を立てたのであります。と申しますのは……

○川崎(寛)委員 八千人計画とか一万人六千人計画とかあるけれども、しよっちゅう計画が変わっているからわれわれにはわからないのです。ですから、基準年度を三十五年なら三十五年に置いたならば、三十五年にはこれだけ卒業した、それに今度は新たに増募計画が加わっていくわけだから、それを何ぼプラスしていけば十七万人充足できる、こういうふうな具体的に示してください。

○杉江政府委員 その具体的な計画については村山審議官から御説明させます。

○村山説明員 十七万人の充足計画といたしましては、文部省として当初七九年一万人六千人計画を立てました。その後改定いたしました三九年二万人という計画を立てました。初年度三十九年は結果において三千八百十六名、三十七年が七千二百名、三十八年が四千九百六十名という増募実績に相なりました。さらに三十九年に二千三百八十五名増加いたしました。三十五年から三十九年まで累計いたしますと二万七千二百三十三名が大学の理工系において入学増加しております。このほか高等専門学校、短期大学等もございまして、結果的には理工系の技術者の増募は計画より相当上回って達成されたという結果になっております。

○川崎(寛)委員 それでは労働省にお尋ねしますけれども、昨年の九月でしたか、理工系はまだ足らぬ、文部省が法文系に重点を置かれているのは

誤りだ、こういう点を長期雇用計画の中で労働省が指摘したわけでありまして、それに対して文部省のほうはいやそうじゃないんだ、すでに説明のとおり充足しておるといふ答弁といひますか、やりとりであったわけでありまして。その点労働省としてはどうですか。

○中田説明員 お答えいたします。昨年労働省といはしましては文部省に申しまして申し入れと申しますかお願いをしたわけでございます。その根拠となりましてこの資料につきましてはすでに文部省御当局のほうから述べられておると思いますが、国民所得倍増計画におきまして十七万人の科学者、技術者が不足するといふ報告がございします。私どもはほうで把握しておりますところでも、日経連で発表いたしました九万九千人の技術者が不足するといふことを申しております。さらに産業構造調査会等におきまして、大学の理工学部卒の技術者が四十二年までにおきまして三十七万程度不足するといふ報告もございします。またその後倍増計画の修正作業、中期計画と申しますか、これを行ないました段階におきましては相当の不足が見込まれるという分科会の報告が出ております。かたがた私どもはほうで生産現場の熟練労働者の不足状況を毎年調査いたしておるのでございしますけれども、その調査の段階におきまして、熟練労働者のみならず技術者の不足が相当目立っております。はつきり根拠のある理論的な数字はなかなか出てまいらぬのでございしますけれども、傾向としてはまして技術者の不足が相当目立っておりますので、文部省に對しましては、大学の施設、収容定員等を増加されるならば、文科系より理工系を今後ふやしていただきたい、こういうお願いをいたしたわけでございします。

○川崎(寛)委員 文部省にお尋ねしますけれども、現在法文系と理工系の学生の比率は何ぼになっておりますか。

○杉江政府委員 この前は国立だけについて申し上げたかと思ひますが、全体について申し上げますと、分類が少しこまかくなりますけれども人文系が二三%社会系が二八%、理工系が二七%、その他が二二%、これは国公私立を通じた全体の比率でございます。国立になりますと、この前申し上げましたが、その比率は理工系に相当大きなウェイトが置かれておるわけでありまして。

○川崎(寛)委員 私の見たところでは、四十五年度の目標年次に到達するのがよく二割八、九分だと思ふのです。どうですか、目標年次のものか、それとも現在ですか。現在は私は二割程度だと思ふのです。

○杉江政府委員 失礼しました。いま申し上げた数字は、四十年年度の増員見込みの比率でございます。いまの学生の増員を加えた数字は四十年年度についてはまだ出ておりませんが、三十九年度の比率を人文、社会と自然、理工系と端的に對比いたしますと、四年制大学におきましては、国立において法文系が二九%、理工系が七一%、こうなっておりますが、公立、私立においてはその比率が逆転いたします。ことに私立におきましては法文系が六九%、理工系が三一%、そして全体では法文系が五八%、理工系が四二%、こういうふうになるわけでありまして。これは三十九年の数字でございます。

○川崎(寛)委員 そうすると、倍増計画は修正をされたわけですね。修正をされたわけだが、それでは中期計画の四十三年には現在の理工系の占める比率をどこに持っていくとしておるわけですか。

○杉江政府委員 これについては、その見通しを立てることが実際問題として非常に困難だということでございます。と申しますのは、私立大学の増募計画を、この比率を国で規制するということとは実際問題としてできません。国としては、この理工系を重視し、理工系の増募を法文系に比較して一そう重視する必要があるということで、国立については理工系のほうを重視して増募しております。また私学に對しても、助成方策の点におい

て特にそういう政策をとっておる。というのは、理科設備特別助成ということで直接の補助金も出してありますし、また融資の際においても理工系について相当のウェイトが置かれておるわけですから。こういうふうにして、その方面を重視する方策を今後進めていきますけれども、私学の今後の増募が実際どうなるかといふことは確たる見通しは困難でありまして、漸次そういう方面にいろいろな方法を通じて理工系のほうに重点を置くように、国の助成方策の上においても考えていくし、またいろいろな機会にそういうことも申し上げていく、こういうことで進むつもりであります。

いま四十三年度の比率は実際どうなっているか、どういふ計画でいくかといふことについては、もちろん本来むずかしい問題であります。今後十分検討すべき課題だと思ひますけれども、具体的な数字を申し上げることはできません。

○川崎(寛)委員 先ほど労働省の訓練局の管理課長のほうからは、理工系はたいへん足らない、こういうふうな形での指摘があったわけですね。ところが先ほど大学局長のほうからは、すでに充足しておる、こう言っておるわけでありまして。そうしますと、昨年の労働省と文部省とのやりとりというのはまだ解決をしていない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○杉江政府委員 十七万人の増募計画は、一応計画としては実施済みでございますが、それはそれでいいかといふと、私どもはそれでは不十分だと考えておるのであります。といひますのは、所得倍増計画そのものも当初計画が実際の上では非常に違った様相を示してきたといふこともあり、また私どもがこの十七万人増募計画を立てるときには、将来いろいろな変動も考えて非常に控えめな計画を立てたのであります。非常に控えめな、そしてこの程度はまあ確実に実施できるだろう、そういうふうな実施計画を立ててこれを実施したわけでありまして、現実の社会の需要は、これで足れりといふことには決してならないで、はるかに不足だといふ現実の事態があるわけであ

りまして、理工系はたいへん足らない、こういふふうな形での指摘があったわけですね。ところが先ほど大学局長のほうからは、すでに充足しておる、こう言っておるわけでありまして。そうしますと、昨年の労働省と文部省とのやりとりというのはまだ解決をしていない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○杉江政府委員 十七万人の増募計画は、一応計画としては実施済みでございますが、それはそれでいいかといふと、私どもはそれでは不十分だと考えておるのであります。といひますのは、所得倍増計画そのものも当初計画が実際の上では非常に違った様相を示してきたといふこともあり、また私どもがこの十七万人増募計画を立てるときには、将来いろいろな変動も考えて非常に控えめな計画を立てたのであります。非常に控えめな、そしてこの程度はまあ確実に実施できるだろう、そういうふうな実施計画を立ててこれを実施したわけでありまして、現実の社会の需要は、これで足れりといふことには決してならないで、はるかに不足だといふ現実の事態があるわけであ

りまして、理工系はたいへん足らない、こういふふうな形での指摘があったわけですね。ところが先ほど大学局長のほうからは、すでに充足しておる、こう言っておるわけでありまして。そうしますと、昨年の労働省と文部省とのやりとりというのはまだ解決をしていない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○杉江政府委員 十七万人の増募計画は、一応計画としては実施済みでございますが、それはそれでいいかといふと、私どもはそれでは不十分だと考えておるのであります。といひますのは、所得倍増計画そのものも当初計画が実際の上では非常に違った様相を示してきたといふこともあり、また私どもがこの十七万人増募計画を立てるときには、将来いろいろな変動も考えて非常に控えめな計画を立てたのであります。非常に控えめな、そしてこの程度はまあ確実に実施できるだろう、そういうふうな実施計画を立ててこれを実施したわけでありまして、現実の社会の需要は、これで足れりといふことには決してならないで、はるかに不足だといふ現実の事態があるわけであ

りまして、理工系はたいへん足らない、こういふふうな形での指摘があったわけですね。ところが先ほど大学局長のほうからは、すでに充足しておる、こう言っておるわけでありまして。そうしますと、昨年の労働省と文部省とのやりとりというのはまだ解決をしていない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○杉江政府委員 十七万人の増募計画は、一応計画としては実施済みでございますが、それはそれでいいかといふと、私どもはそれでは不十分だと考えておるのであります。といひますのは、所得倍増計画そのものも当初計画が実際の上では非常に違った様相を示してきたといふこともあり、また私どもがこの十七万人増募計画を立てるときには、将来いろいろな変動も考えて非常に控えめな計画を立てたのであります。非常に控えめな、そしてこの程度はまあ確実に実施できるだろう、そういうふうな実施計画を立ててこれを実施したわけでありまして、現実の社会の需要は、これで足れりといふことには決してならないで、はるかに不足だといふ現実の事態があるわけであ

ざいます。そこで、この計画は一応実施済みだけれどもなお足りない、だからこの際志願者急増のこの機会に、もっと大幅に技術者養成もやり、それから法文系のほうも、また別の角度からある程度の増募もこの際必要であるという観点に立って、増募計画を進めておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 どうもわからぬのですな。計画は進んでおる、ところが足らぬ。つまり措置はしておる、措置済みだ、こういうわけですか。ところが労働省のほうには現実には足りない。具体的には、なまのハイタレントを必要とする経済界等の要請を直接に受ける、それには供給しなければならぬ、そういう立場から考えるならば、労働省のほうとしては足らぬ。しかし文部省のほうとしては、長期の教育計画の中においてはすでに措置しておるんだ、こう言っておる。大学生急増計画の中で、十万人が七万五千に落ち、さらには本年度の二万七千でしかかも現実においては一万九千にくずれる、こういう状態の中で、すでに措置済みだと言いながら、与党である自民党の文教部会も、そんなにふやす必要はないんだ、こういう考え方で今回の予算措置についても、国立大学の関係で四千四百のものが三千三百九十四、こういうふうに減らされてきたわけですね。そういったしますと、措置済みだという計画それ自体も、実際の推移の中ではさらに大きなギャップが出てくると思うのです。その点どうですか、ギャップは出ないと思言えますか。

○杉江政府委員 先ほど来申し上げておりますように、一たん立てましたいわゆる二万人増募計画は一応実施済みでございますけれども、これをもうって足れりとはできない、計画を修正しなければならぬ、そして新たな計画を立てて増募策を講じなければならぬ、こういう認識の上に立っていま増募計画を進めておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 押し問答をやっても答えは出ないと思ひますからそこでとめますが、それでは労働省にせつかういいたいておりますのでお尋ねいたしますけれども、倍増計画は四百十七万

人の技能者需要増というものを見込んだわけでありまう。それに基ついた職業訓練の長期基本計画というものがあつたわけでありまうが、四十五年までに百五十五万の技能者養成を計画していたと思ひます。これは中期計画の中でどのように修正されてまいりましたか。

○中田説明員 御指摘のように、前の倍増計画のときに百五十五万人の訓練を実施する計画になっておりましたが、そのうち九十四万程度の熟練工と半熟練工の養成を職業訓練の制度において実施することになっております。その養成計画の九十四万人の修正いたしましたしましては、百十万人の修正になっております。

○川崎(寛)委員 職業訓練で九十四万、こういうふうになります。さらに工業高校、高等学校における工業教育というものの重要性というものが、この技能者養成の中では当然出てまいらうと思ひます。そこで理工系の、あるいは技術系の教員の問題について、少しお尋ねしてみたいと思ひます。

○高等学校の工業教員の不足率というものは、現在何ぼですか。

○杉江政府委員 不足率という内容でございますけれども、いま工業高校の教官は、量においては大体埋まっております。ただその質が問題になると思ひます。この点には、今後かなり問題があると思ひますけれども、一応ただ数量的には、充足されておるといって差しつかえないと思ひます。

○川崎(寛)委員 昭和三十六年に国立旧大学に臨時工業教員養成所をつつた。そのときには四十年、つまり今年までに二千人のこれによる養成を計画したと思ひます。ところが実際には、工業教員の四十年における需要というのは、私はその当時八千だったと思ひます。そうしますと、一般大学を含めて、この点については完全に不足なしに満たしておる。質だけの問題であつて、量はもうすでに満たしておる、こういうふうに言えるわけですか。

○杉江政府委員 いろいろな方法を取りまして、それを充足しておるわけでございます。たとえば、産業界から引っぱるとか、あるいは中学校等における者をひっぱる。いろいろな形で何とか充足しておるということが言えると思ひます。

○川崎(寛)委員 そこで、ハイタレントの十七万人の養成、あるいは工業教員の養成、それらの問題を含めまして、今日の大学における、つまり単なる専門的な職業人の養成ということが、今日においては文部省の大きな大学教育の中の柱になっておる。産業界からの要請というものが、そこに重点が置かれておる。だから、経済審議会が出しました人的能力の開発に関する政策、こういうものを見ましても、人的能力とは労働力だ、こういうふうにはっきり言い切っているわけですか。そうしますと、今日の大学における重点というものが、つまりハイタレントを養成する、こういうことに置かれておつて、そうしてもうひとつ高度の研究であるとか、そうした点については、非常に力が置かれていないのじゃないか。最初に文部大臣はその点について何とか意欲的に取り組んでまいりたい、こういうことを言っておりますが、今日の大学の制度の中で、大学院大学、つまり昔の旧帝大というものの、それからあとの高等学校であるとか、専門学校、師範学校、こういうものを含んだものが、新制大学。こういうふうな大学の中でも、いろいろ変わつてまいつておるわけでありまう。実際には今日の文部省の大学に対する施策というものは、そうした点についてはきわめて力が入られていないじゃないか、こういう点を感ずるのでありますが、その点大臣いかがでございますか。

○愛知国務大臣 いろいろ御意見、お考え方もあろうかと思ひますけれども、とにかく今日の状況におきまして大学に進学をしたい、あるいは大学に対する要請、期待が非常に多いときでございますから、現状の制度のもとにおいてなし得る限りの充実改善をはかつていきたい。これを私としては基本的な考え方にしておるわけでありまう。し

かし同時に先ほど来申し上げておりますように、特にまた一方においては、大学の教授陣容の将来長きにわたつての養成ということ、あるいは科学技術の国際的な進歩に匹敵するような体制を早く整備したいということからいって、大学院というもののについても非常な熱意を持ってやつていかなければならない、かように考えているわけでございませう。

○川崎(寛)委員 今日の成長経済の中でハイタレントが養成をされるということは社会の要請であり、産業界の要請であるという点はわかるわけですが、しかし、宇宙開発競争その他文化の発展、そういうものを考えるならば、大学における研究体制の確立ということは、何としてでも、日本の発展のためには大事な点であります。この大学白書といわれる文部省からもりました資料によつてみましても、かつて旧帝大が果たしていた役割り、それが今日においては大学院にあるわけでありまうが、その問題について扱つたものは、わずかに五、六ページしかない。しかもこの中では、一〇七ページには「学術の中心として」の大学の地位を看過できないのである。という程度のことではないわけですか。このことは、今日の文部省の姿勢というものがいかなるものであるかということとを端的にあらわしておると思ひます。大臣、もう一度いかがですか。

○愛知国務大臣 これは繰り返すようでございませうけれども、中央教育審議会のいろいろの研究や答申もございませうに、研究能力の高い専門的な職業人の育成を主たる目的とする。これが大学院の修士課程であると思ひますが、この修士課程を増設することによつて社会的な要請にこたへたい。これが一つであると思ひます。

それからあわせて先ほど申しましたように、将来の大学の教授要員の確保をしなければならぬ。これも一つの大きな目的であると思ひます。ただいま白書の御指摘がございましたが、これから以降の問題といたしましては、今回お願いしておりますように、新制の国立大学におきまして

と考えられるところに、それを単に昇格するといふ、そういうふうな点での御要望については、先ほど申し上げたように、やはり条件の整備という点をかなり吟味してからならぬ。したがって単に希望だけをつれば大多数が四年制大学にするといふことを希望すると思ひますが、その辺は相当条件の整備についてかなり吟味してからならぬといふことをちょっとつけ加えておきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 それとさらに関連しまして、公立大学に対する、これはまあ私学と同じですが、国の助成というものがたいへんに足りない、こういうことで地方からいふん不満が述べられておるわけです。この点は公立大学あるいは公立短大、それらを合せてその点どうですか、自治省といふも責任のなすり合いをしておるわけですが、その点について抜本的な国の助成策を進めていくことについての大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 公立大学の問題につきましては、公立大学協会その他からも熾烈な御要望が常にごさいます。私も自治省に對しまして、事務的にも高い立場から常に誠意を尽くしてお願ひをいたしております。今回の措置につきましても私は十分満足はいくような程度にならなかつたことを遺憾に思つておるのをごさいますけれども、これらの点につきましても大学全体の改善、拡充の一つの問題として今後積極的に取り上げてまいりたい、かように考へておるわけでありまふ。申すまでもなく私立大学についての国家のあり方ということもいふ非常に大きな問題になっておるくらいでございますから、いわんや公立大学につきましても国家的にもっと積極的な姿勢をとる必要があるのではなからうかといふふうに私も痛切に感じてゐる次第であります。

○川崎(寛)委員 それでは次に国立高専に移りたいと思ひますが、高専の制度が発足をしてしまつてから間がないわけでありまふけれども、どう

ですか、この国立高専については文部省としては成功している、こういうふうにお考えですか。

○愛知国務大臣 これは申すまでもございせんが、まだ卒業生も出ておりませんから、正確な評価といふものは今後待たなければならぬと思ひますが、日本の現状から申しまして、この高専の制度といふものは非常に期待されておるべきものである、私はさうな期待を持ておるわけでございます。最近、いづれ御質問もありませんかと思ひますけれども、たとえば入学志願者の率が低下してあるとか、あるいは取り消しが多いとかいふようなこともよく耳にいたすのですが、実情を掌握することに相当つとめておりますが、私は決して入学者の素質が落ちておるとは思ひません。中には高等学校入学試験と競合いたしまして、高等学校への試験が受かつて、そちらに流れていくといふことも事実でございます。しかしその結果が、それならば資質の悪い者だけが残るのかといふと決してさうではございせん、これは内容的に私も非常に注意して見守つておりますが、こまかい具体的な点は政府委員からお答えいたしますが、私は国立高専の評価といふものは、必ず国民的にも高くいただけるものと確信をいたしております。うな次第でございます。

○川崎(寛)委員 文部大臣の地元における問題をひとつ取り上げてみたいと思ひます。

これは河北新報の三月十六日ですけれども、宮城高専の合格者に対して、ちょうど公立の高等学校の入学試験のその日に説明会に出てこい、その説明会に出てこない者は入学取り消し、こういうことを宮城高専でやったのですけれども、これは妥当だと思ひますか。

○愛知国務大臣 まあ妥当かどうかとおっしゃられますとお答えもなかなかむづかしいのでありますけれども、やはり高専の当事者といつたしましては、熱心にかつ自分のところのいい生徒に来てもらいたいといふことは、私は当然の希望かと思ひうのでございまして、よかれかしと思ひましてさういふことをしたのではなからうかと考へておりま

す。

○川崎(寛)委員 これは昨年も本委員会の問題になったのですが、私立大学の場合に入学金を、つまり次の公立なり国立なりが発表になる前にとにかく出せ、こういうことでこの問題は社会問題にまで発展して大問題になったことがあるのです。私は金はかかつておらぬにしても精神は変わらぬと思ひます。精神はやはり違ふ面もあります。が、やはり選択の自由を奪つておる、その意味においてはもとと専断だと思ひます。その点今日のように高等学校に入ることがたいへん困難である時代に、その一番泣きどころを押えて公立高校の入学試験のその日に説明会をやつてやるといふようなことは、教育者がやるべき妥当な措置だと思ひます。しかもそれをやらざるを得ないといふことは、今日の高専が子供にとつては好まれ行つたはうがいいのだ、こうした点については、率直に子供は自分自身の将来といふものを考えた場合に、高専を選んでいないと思ひます。そのことがこの宮城高専の苦肉の策にも出てきておるわけでありまふ。

また私先般鹿島から帰つてまいりますときに、静岡で買った新聞を見ますと、静岡の新聞にも沼津の高専ですけれども、入学辞退がたいへんに多いといふことが出ておりますし、あるいはまた全国的なあれを見ますと、三月二十一日付の各新聞に出ておつたのですけれども、入学辞退が四割をこす、こういう事態を示しておるわけですね。文部省はつくつた手前、何とかこれの引きとめ策をやらうといふことで一生懸命やつておるわけでありまふ。しかもまた日経連の教育部長も、この点については将来の問題として、学歴偏重の打開、実力主義、さういふような意味ではこれはよろしいのだからひとつ認識し直せ、さういふふうなことをしきりに太鼓をたたいておるわけです。この高専につきましても成立の過程、高専を設立した経過を振り返つてみますと、文部省があわて、また日経連があわておる姿が実によくわか

るわけですが、さうした実態からしますならば、日経連がつまりマンパワーの養成として考へ、あるいは文部省がさういふものの養成としてやつてみた、日経連の要請によつてやつてみた。ところがそれが実際には生徒、子供たちには受けてないといふのが実態じゃないか。つまり文部省がいいと思つてやつたことがすなおに受け取られていない。それはどこに原因があるのですか。

○愛知国務大臣 その点については私もちよつと意見を異にするのでありまして、私はさつき申しましたように、高専については非常に期待を持つてゐる。同時に学校制度全体につきましても、広い意味の複線型の学校制度といふのが非常にいいのではないだろうか、これの柱に高専ができ、そしてとにかくいろいろの意味で地元の方々からも盛んな誘致運動が起りまして、その結果たとえ土地を提供するといふようなことが盛んに越こりまして、そこがいまその調整もとへ戻すのに苦心をしております。この経緯その他から申しましても、これはいかに広い層から歓迎され、受け入れられておるかといふことを立証するものではないかと私は考へておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 複線型の問題については、これは後ほど教員養成制度の問題について触れてまいりたいと思ひますが、この高専の設立経過といふものを振り返つてみますと、昭和二十九年に日経連が、当面の教育制度改善に関する要望といふものを出し、さらに三十一年の十一月に、新時代の要請に對する技術教育に関する意見といふのを、これは日経連が国会に意見を出してきてわけです。その中身を見てみますと、技術者養成のための理工系大学教育の改善といふ点に込めて、五年制高専の設置、それから法文系の縮小と理工系の計画的な増加、さういふ点についてこの意見書は強調をしまつておるわけでありまふ。日経連側がさうした五年制高専の設置を強力に要請をし、さらに高度成長政策の中で所得増計画といふものが立てられて、さうしたこ

とが具体化されてまいったのが今日あります。高専の設立にかかわってまいっている、こういうふうにおもうわけです。ところがそれが、実際に入学者が辞退していくというの中には、今日の大学制度の中で意図的に複線型にしようとしてみて、実際に今日の学歴偏重の社会構造そのもの自体を是正しないでおいて、そうした経営者側が要請をした、それに対応するためにつづけてみた、このものも実際には入っていく子供たちにはすなおに受け取られていない。このことは日経連の中山教育部長が、今回のこの高専の問題について、学歴偏重を實力の世の中にするのだ、だから安心をせよ、こう言って太鼓をたたいても、実際にはそのようにならないというのが現実だと思ふのです。だからその点については、文部省がいいと思つてやってみなければ、それがすなおに受け取られない。〔まだ早い〕と呼ぶ者あり。早くない。そのことはやはりすなおに考えなければいかぬと思うのです。前に灘尾文部大臣のときにも、この学歴偏重の社会構造の改革というところは文部省のなし得るものではありません、こう言つて手をあげられたわけですか、その点。

○愛知国務大臣 この高専の問題につきまして、私は遺憾ながら考え方が少し違ふのでございますけれども、これはいづれ明年から続々と卒業生が出てまいります。いろいろな意味で社会的に高い評価が必ず出てくるに違いない。日経連がどう言つたからこうというふうなことではなしに、日経連の意見も私ももちろん承知しておりますけれども、私どもの確信として、高専につきましても大きな期待を持てているということを繰り返して申し上げる次第でございます。

○川崎(寛)委員 それでは、次に教員養成制度の改革の問題についてお尋ねしてまいりたいと思ふます。

戦後単線型の新制大学が発足をして、直後大学の開放制、こういうことでたいへん高い理想を掲げてまいったわけですから、ところがその高い掲げてきた理想というものを、大学制度の改革の中で

文部省は次第にこれを複線型に変えてまいっておりますし、大学における格差というものを徐々につけて、政府による大学のコントロールというのを進めてまいっているわけでありまして、そこでその中の一つの大きな問題としての教員養成制度の改革の問題について触れたいと思ふのでありますが、三十三年中教審が答申以来、この制度の改革をどのように進めようとしてきたか、ひとつ具体的に教員養成制度改正の足どりを説明していただきたいと思ふます。

○杉江政府委員 教員養成制度の改善については、御存じのとおり三十三年に中教審からの答申がございました。それについていろいろ御批判があつたようなわけで、これを直ちに実施するという手続には進んでまいらなかつたのであります。しかしその後その基本的な考え方、これを受けまして、教育職員養成審議会におきまして教員養成制度の改善についての御答申があつたわけでありまして、そこでもいろいろなことが触れられておりますけれども、教員養成の大学学部については、その教員養成という目的、性格を明らかにして、それにふさわしい内容のものにする必要がある、具体的にその教育課程については、その基準となるべきものを考える必要がある、こういうふうな御答申があつたわけでございます。そこで、さういふふうないろいろな御答申、建議を受けまして、ただいま教育職員養成審議会におきまして、この教育課程の基準について御審議いただいているわけでありまして、近く御答申がいただけるものと考へております。

○川崎(寛)委員 三十一年に文部省が大学設置基準の制定をやり、それから三十二年に諮問をして改善について出していってまいったわけですね。それに基ついてただいま御答申のように三十三年に中教審が答申を出してきた、こういうことになるわけでありまして、三十三年の十一月に教審審がその改善についての建議をやり、さらに三十九年の七月、中間報告を出して、各団体にこの問題についての意見を徴しておると思ふのです。この教審

審が三十九年七月に各団体に求めた意見、それについて各団体からどういふ回答がきたか、この点を示していただきたいと思ふます。

○杉江政府委員 団体は相当たくさんありますので、個々について具体的に申し上げることは差し控えますけれども、大體しまして、中間発表いたしました教育課程の基準につきまして、需要者側、教育委員会とか小中学校校長会等の需要者側においては、ほぼ全面的に賛成しておられる。それから私学団体からは私学経営の実際、それから運営等を考えまして、できるだけ国立との格差がつかないように、なるべく開放制度の趣旨を生かすように、さういふ観点からの御意見が出ております。それから教員養成学部、大学等からは、これはいろいろなニュアンスの相違がありますが、あまり細部にわたつて国でその基準を示すことはどうかとか、実施にあつた弾力性を持たせることが必要だとか、さういふふうな観点からの御意見が出ております。

○川崎(寛)委員 戦後の新学制が進められてまいりましたのは、小中学校が昭和二十二年、それから高等学校が二十三年、大学が二十四年に新制大学として発足をしてまいつておるわけですから、ここで、新制大学が発足したそのときの根本精神に立ち返つて、日本の大学制度というものを考える場合に、やはり根本に返る必要があるのじゃないか。最初に今日の科学の発展の問題について、世界的に教育競争が行なわれておる、さういふ根本の問題についてお尋ねをしたわけですから、さういふものに対応できる日本の大学制度のあり方というものを考えます場合には、戦後発足をしたさういふ新制大学の発足当時の根本精神、それを発展させる方向がよろしいのか、つまり教育の開放性ですね。大学の開放性。それから機会均等の原則、教育の無差別性、さういふものの原則の上に立つた学校体系の一元化というものが戦後の新制大学の根本であつたと思ふます。そしてその中で新制大学が旧制の大学とそれから旧制の高校と専門学校と高等師範学校と旧制の師範学校という

ものを併合して再編成をなされてまいっております。ですから、その新制大学が発足いたしましたそのときの精神に返つて、これらのものを推し進めていくということが今日の教育競争の中にあつては私大事だと思ふ。ところが実際には文部省としてはそれを格差をつけないが進めてまいろう、――先ほど高専の問題についても複線型の考え方がある、さういふふうにお述べになつたわけでありまして、新制大学発足当時のその根本精神について、なぜこれを変えていかなければならないか、さういふ根本の問題について大臣の御見解を尋ねたいと思ふます。

○愛知国務大臣 新制大学設置の当時の考え方をもう一ぺんレビューしてみようというところは必要かと思ふます。同時に新制大学制度に切りかわりましたとき、各方面からいろいろな意欲的な意見が出ております。そのこともしつちゅう反省しながら、また同時に現実の事態に即するような考え方を進めていくことが必要ではなからうか、かように考へておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 今日の大学というのは大学院大学、つまり講座制の大学と学科学科の大学、それから課程制の大学、さういふふうな差別がつけられるが、教員養成系の大学というものは、その新制大学の中においても今日すでに学科学科の大学以下に位置づけられておるわけなんです。その点はどうですか。

○杉江政府委員 まず講座制の大学と学科学科の大学というものは、講座制の大学においてはこれは研究者の養成、学者の養成という点に重点を置いて大学院が設けられ、高度の学術研究の使命をになつておるわけでございます。さういふ点からその下の学部の組織も、その大学院があるという点との関連において、これが他の大学とは別の組織になつておる、さういふことでございます。教員養成の学部につきましては課程制がとられておりますけれども、これは新制大学の理念からして、いわゆる学科学科と異なつた別扱いをするというふうな考え方に基づいておるわけですから、教育のしか

○杉江政府委員　たとえば小学校課程をとって考えますと、小学校は全部の教科を教えなければならぬ。非常に学科目が多くなります。それを全部学科制のような組織にするということは實際上できません。どうしても課程制ということの中で、小中課程をあわせていろいろ科目編成を考えていくということにしなければ、実際問題として教官組織ができないのであります。そういう点から、いわゆる学科制で便宜行なわれていることを、そのまま教員養成の課程に持ち込むということはできない。しかしいま教員養成の課程では、

○川崎(寛)委員　そうしますと、教官組織として
学科制のよさを取り入れて、しかも文部省が要求
する教員を養成していく。その型にはめていくた
めには課程制が便利だ、こういうふう理解して

う。研究の最中になぜ昭和四十年代のことし宮城の教育大学を設置しなければならないか。教育は百年の大計、長い将来を見て育てていかなければならぬ。しかも新制大学の問題についてもたいへ

大学をこし新設しなければならないという必要に差し迫った理由にはならないと思うのです。それは宮城県における教員の確保ができないからだと、こう言われるけれども、東北大学の教育学部

も、それでして入学資格を制限したり、卒業した者が他の県に行くことを制限したりすることは毛頭ない。ただ自然にそうなるのが当然だし、そうあることが小中学校の教員養成には適当だという現在のたてまえであるわけであります。だからこの分離独立させることによって、何かいろいろな点の制約を加えて、がんじがらめにして、かつての師範学校に近づけようとしているのだということは、私どもには了解できません。

○三木(喜)委員 私この問題については後ほど自分の考え方をまとめて質問してみたいと思いますが、あなたの御答弁では、宮城大学を今度つくったということについて、いまの御答弁の中から要点的なものを引き出しますと、第一は便利だということをおっしゃっている。それから内容的に不十分だというお話です。それから外的要因としまして、助教諭が非常に多い、こういうお話をされました。前の便利だということの中心は実は問題の多いことをおっしゃったのですが、これはまた私のときにもやりました。それから最後の外的原因、これもあげておられますけれども、助教諭の問題、これはちょっととらえ方が別な面がありますから、これはまた別な面から考えなければいかぬと思いますが、助教諭の多いということ、それだけに私は限られると思うのです。二番目におっしゃった内容が不十分であるということ、この不十分とは何をさすのか。この不十分なところをお伺いしたい。

○杉江政府委員 現在の宮城教育大学におきまして教官組織は不十分だと思います。また学科別にふさわしい教官組織も整備されているとはいえない。そしてまたそういう性格があるために、いま教育学部の中の一課程にあって、そのことが非常にすっきりした形にしないという実問題があるわけですね。そういうことを私は内容が不十分だということでも申し上げたのであります。

○三木(喜)委員 いままでの機構あるいは教員養成機関のあり方というものに大きく反省のメスを加えずして、宮城大学の問題だけを取り出して言

おうとするとところにあなたの説明に無理がある。内容的に不十分だとおっしゃるなら、いま教官の面からおっしゃったが、教官の面もそうでしょう、教える人がなければできないのですが、その次に予算の面も言わなければならぬ。金がかかるか、かからないか、安くあげようという考え方ならよいけれども、十分にしなければならぬ。これも考えの中にいれてもらわなければならぬ。さらに環境ということ、校舎、設備、こういうものをあげなくて、それを問題外にしておいて、人のところだけをもつていま御説明になりました、それで必ずしもうまくいっていない、教官が不十分だ、こうおっしゃったが、三つの観点からおっしゃらなければ教育的に見たところの不十分ということは成り立たないわけですね。地域性にもよって、先ほどあなたのお話のように、宮城に御奉公するといふような人が少ない。助教諭が多くて、教員になる人が少ないからというあなたのお話はわかりました。あなたの思想もわかりました。しかしながら、不十分だとおっしゃるなら、この三面から言っていただかなければならぬ。この三面に対して言っていたいただきたい。

○杉江政府委員 施設、設備、環境というように点もいままでも不十分だったと思います。しかし、これは整備しようと思えばできる。しかし、そういう点を考えましても、いままでも東北大学ではなかなかいろいろな関係で整備がしにくかったという実情があるわけですね。というのは、これは教育学部の中に教育学科とか教員養成課程があつて、その中にそれを今後どう持っていくかということについても確たる案が立ちにくい。それから人的融和も必ずしも十分じゃなかったという点が、いろいろな計画を推進する上の支障になってきたわけですね。

それから教官組織について見ましても、いろいろ複雑な人間関係があつて、必ずしも好ましくない人間関係がそこに醸成されておつた。そういうようなことを一方に考え、そして片方は、先ほど私が申し上げた諸般の事情を考えると、これは別

にして、それを整備したほうがいい、こういう判断をしたわけですね。これは御存じのとおり、大学としても十分御検討の上、そういう結論を出された。私もそれを受けて立っているわけではございません。決して文部省が押しつけたわけでもない。いままでの教育学部では、自分でそういうことをきめることすらできなかった状態。これは御存じのとおり、今度のことでも、教育学部では意思決定ができなかった。そして、これは評議員会まで持ち込んで、全体の意思を決定したということとは御存じだと思ひます。

だから、そういうふうな施設、設備の面は内容的にも不十分だし、それからそういう現実の運営面についても非常に多くの欠陥があつた。これを独立することによって解決したい。また、それが東北大学の統合の問題に関連して、ちょうどいい時期にある。農学部もいま青葉山地区に移転しなければならぬ。そこはかつて師範学校のあつたところで、りっぱな敷地があるわけですね。そういった統合計画の推進の上からいいますと、いい時期ですから、その関連においていろいろな問題をこの際一挙に解決するまことに好機だ、こういう判断に大学も立ちましたし、私どもも立つたわけでありました。

○三木(喜)委員 私の持ち分でないから、もう一点だけ聞きまして、後の私のときに十分質問をしたいと思ひます。

それは文部省の押しつけでない、民主的に教授会議できめたとおっしゃいましたね。これは間違いないですね。それだけ念を押しておきたい。もう一つは、りっぱな施設があるんだとおっしゃった。これは文部省としてりっぱな施設があると思つていらっしゃるんですか。私は行つてないので、人から聞いただけです。それを聞いておきたい。

○杉江政府委員 これは主としてその土地が広い、敷地として非常に適当な土地だ。施設は、現在農学部の建物鉄筋であつて、それも利用できますが、それは大幅な改修、増築を

必要とするので、これらは早急にやりたいと考えております。

○渡海委員長 午後二時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後十二時五十分休憩

午後二時四十七分開議

○渡海委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑を続行いたします。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 午前中の本委員会におきまして大学局長の答弁で、東北大学から教育学部を分離することについて、教育学部ではきめられなかった、こういうことを答弁をされておるわけでありまして。教育学部できめられなかったことをどうして押しつけたか、その経過を説明していただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 教育学部は内部的には教育科学科と教員養成課程に分かれておるわけですね。そこで、その協議会の構成は、両者同等の立場で審議するような構成になっておるわけでありまして。そこで両方のその全体の会議では意見がまとまらなかつたために、そういう状況を学長に伝えてその善処方を依頼した。それを受けて評議員会できめる手続をとることになった、こういうことでございます。

○川崎(寛)委員 きめられないから、学長に善処してくれ、こういうことが教育学部から――教育学部がそれをきめて、教育学部から学長に対してそういう要請をしたわけですか。

○杉江政府委員 そういうことでございます。

○川崎(寛)委員 それじゃ、もうちょっとお尋ねしますが、学校教育法の五十九条においては、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」というふうになっておるわけでありまして。教育学部にとっては、この組織の改編ということは最重要の問題であるわけですね。そうであるならば、この学校教育法の第五

十九条、「置かなければならない。」つまり必置で
すね。そのことは十分な審議を通して結果が出な
ければならないということになるわけです。そう
いたしますと、教育学部の教授会がこの問題につ
いて結論を出せない。そのことは教育学部にとっ
てきわめて重大な問題であるという証左になるわ
けであります。そうしますならば、その学校教育
法の五十九条で審議することになっておるその
重要な問題について、教授会が責任を負えない、
結論を出していない。そのことを押しつけていく
ということとは、学校教育法の五十九条違反だ、こ
ういうふうに言えませんか。

○杉江政府委員 その教授会が公式の見解が得ら
れなかったということは、その扱いについてはよ
り高次の段階で審議してもらいたい、扱ってもら
いたい、こういう趣旨に了解されると思います。

○川崎(寛)委員 そうしますならば、もう少しこ
まかに経過をお聞きしますが、これは地元からの
要請だ、こういう説明であります。そうすると、
大学自体がこの改組についてこういう考え方にい
きたい。つまり分離をしていきたいということに
大学側が出してきたんですか。

○杉江政府委員 前から地元からこれを分離独立
してもらいたいという要望がありまして、文部省
としてもこれは十分検討に値する問題だというこ
とで、実は三十九年度にはその問題を検討するこ
とで、調査費も計上されてあったような経過
であります。そこで、大学に対してもこれに對し
ての大学の意見を聞きたいということをお伝えし
たところ、これを内部で検討して、大学としての
意見をまとめたものであります。

○川崎(寛)委員 大学としての意見をまとめたとい
うことは、大学側が自主的に教育学部を分離し
て独立させる、そういう意見をまとめたというの
か、文部省のほうから教育学部の中の教員養成課
程を廃止をする。そして新しく宮城教育大学を新
設する、そういうことを諮問をしたのか、どちら
ですか。

○杉江政府委員 先ほど申し上げたような経過が

ありますので、四十年年度予算でそれを計上すべき
かどうかということについては、大学側の意見を
伺って処置すべきだという観点から、大学側では
前々から検討されておったのですけれども、私ど
もそういう事務的な処理の都合もありますので、
大学にその点の意見をお伺いしたいということに
私のほうからも申し上げた経過がございます。

○川崎(寛)委員 申し上げた経過があるというこ
とは、つまり教員養成課程を廃止をし、名称はと
まかくとして、新しい大学を設立する、そういう
ことについて意見を述べたのか。つまり諮問をし
たのか。具体的にどうですか。

○杉江政府委員 正式の諮問ということでは私は
ないと思いますが、この問題は前から問題になっ
ており、予算的にも調査費がついていたものです
から、だからこれについての大学の御意見を伺
いたいということをお私は学長に申し上げたわけ
であります。

○川崎(寛)委員 そうすると、つまり局長が学長
のほうに口頭で言ったわけですね。口頭で、こ
うしたらどうか、こういう言い方をしたわけであ
りますか。

○杉江政府委員 とにかく問題になっております
から、この問題について大学としての御意見を
伺いたいということをお私から申しました。

○川崎(寛)委員 八月の十五日に文部省のほうか
らそういう意向打診というのですか、正式の諮問
じゃないと言っておられますが、そういうことが
大学側に伝えられた。それからあとの経過をた
どってみますと、教授会で結論を得られなかつ
た、こういうことのようにありますが、学部長会
議が十一月一日に教育学部としての討議を要請し
ているわけですね。ところがそれにもかかわらず十
二月一日まで、教育学部の教授会というものを開
かれないうままに経過するわけですね。それで結局
教育学部の教授会ではきまらぬからということ
で、その上級機関に移しているわけですね。そう
しますと、教授会が先ほど言いました学校教育法
の五十九条に基づく重要な事項を審議する、審議

しなければならぬ、必ず置けということとは必ずそ
こで審議をせよということですね。審議をするため
に置くわけですね。ところが具体的に教授会がそ
の審議をしていない。また審議がでなかつた。
教育学部長は開いておらぬわけですから、できて
いないわけですね。この点どうですか。

○杉江政府委員 内部で教授会を開いて、審議は
いたしておるわけでありまして。

○川崎(寛)委員 いつ開いて、どういう結論を出
したのですか。

○杉江政府委員 何度も開いているわけですね。け
れども、両者の意見がまとまらずに、これは統一的
見解が得られないということが学長に申し伝えた
わけでありまして。

○川崎(寛)委員 教授会が結論を出せないとい
うことは、多年にわたって総合大学の中で教員養成
課程を持つて、教員養成に苦勞してきた東北大学
の教育学部の教授諸君、教員諸君が、この問題に
ついて文部省側の諮問といいますが、意見を言っ
てきたことについて結論を出せないわけですね。
つまり自分自身がやってきたその人たちが、教授
が、学校教育法の五十九条に基づいたきわめて重
要な機関であるその教授会で結論を得られないとい
うことは、これは大学の自治からいっててもきわ
めて大きな問題であるわけですね。その結論が得ら
れないならば、なぜ結論を得られないまで待たない
か。待たずに、その上級機関にあげちゃって、そこ
で結論を出して、押しつけていくということとは、
本来の大学の自治というものが、これまでい
ろんな面においてくずされてきておるわけだけれど
も、今回の場合にも最もディビカルにくずされて
おる例ではないか、こういうふうに思われるわけ
です。その点いかがですか。

○杉江政府委員 この意見のまとまらないという
ことには、教授会の組織の問題がからんでおるわ
けですね。とにかく十分に審議された結
果、まとまらないからということをお学長に申し上
げ、学長としても、この扱いについてはそ
ういった大学自治のたてまえから、どのように解釈

し、どのように扱うかについて、これは十分内部
で検討されたのであります。その結果、やはりこ
のような結果である以上は、評議員会としてこれ
を扱うことが適当である、こういう結論に達せら
れて、そのような手続をとられたわけでありま
す。

○川崎(寛)委員 それでは、少し角度を変えて、
もう少し具体的な質問をいたしたいと思ひます
が、現在国立大学の中にあります旧制の師範学校
を発展させた新制大学。その教員養成大学の教
育学部なり学芸学部なりの中で、講座制を置かれ
ておるのはどこですか。

○杉江政府委員 ございません。

○川崎(寛)委員 いま答弁されたようにない、こ
ういうことでありますが、そのことは、旧帝大を
中心にした大学の中には講座制が置かれておるわ
けですね。

○杉江政府委員 それは教員養成を直接の目的と
しない、いわゆる教育学部の研究という意味合い
を主にした教育学部はありますが、そういう場合
は講座制になっているわけでありまして。

○川崎(寛)委員 結局、総合大学の中で、つまり
教員養成を目的としておる中においては、講座制
が置かれてない、こういうことですね。結局、
教員養成関係における位置づけというものが出発
の当初からいかに低かったか。明らかに目的大学
として師範大学に、つまり旧制の師範大学とい
いますか、師範の系統のそうしたものに発展をさせ
ようという意図がすでにこれまで二十四年から発
足して以来、この長い十数年間の間にわたって、
当初から明らかに意図されていたということが、
ここに明確に出てくる。そういう意味では、教員養
成関係の大学なり学部なりというものを、新制大
学の中においてもさらにひとつ低い段階に位置づ
けしようとしてきたといわざるを得ないのです
が、その点はどうか。

○杉江政府委員 大学院のある旧制大学が講座制
をとっておるのであります。新制大学は学科目
制をとっているわけでありまして。その新制大学の

中に新制大学として他の学部と同じ扱いをされているので、教員養成の学部を特に落としておるといふ点はございません。

○川崎(寛)委員 そうしますと、講座制大学の中における、つまり、東北大学のそうした教員養成課程というものは、けさはどの答弁の中にもちょっとうかがわれたのでありますけれども、異質のものなのかどうか。この点いかがですか。

○杉江政府委員 教育学部一般の方として、教員養成の課程がその中で異質のものかどうかという点は、これは根本的に考えると、かなり議論のあるところでありまして、実問題として、は、なかなか一体になることのむずかしい実情があると思います。東北大学におきましても、その両方が事実上分離されておる。そういうことからは、なかなか一体になり得ない実情だと思ひます。

○川崎(寛)委員 つまり、いま言われたそのことは、端的に言われてはいないが、異質のものを含んでおる感じがするわけですね。そうしますと、そのことは現在進められております教育課程の基準の改正ですね。そういう問題の中においても、つまり教育養成というものをきわめて特殊な職業人の養成というものに持つていきつつあるということが、いまの局長の答弁からも色分けされておる。しかもそういう方向の型にはめ込まうとしておるといふことがうかがわれるわけでありまして、けれども、どうですか。

○杉江政府委員 そういうことは言えないと思ひます。学部の目的は、それぞれは明らかになっております。たとえば医学部であれば、医者及び医療、医学に対する研究者の養成ということになっておるわけでありまして、教員養成、これがやはり教員養成の学芸学部ないし教育学部、教育学部には種類がありますけれども、学芸学部と考えれば、教員養成を主たる目的とするということについて、その内容を整備するということとは、他の学部も同様なたてまえをとっておるので、特に教員養成学部についてのみ、そう考えているわけではございません。

○川崎(寛)委員 教官組織の問題について触れられたわけでありまして、それならば東北大学の中において、教員養成課程の教育学部の教官組織というものが他の学部と比較をして、きわめてアンバランスにいったと思うのです。その点いかがですか。

○杉江政府委員 そのとおりだと思ひます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、教員養成課程の教官組織はきわめてアンバラだ、そのことが一面においては東北大学という伝統があり、歴史のある総合大学の中で、教員養成課程のものを足手まといにするというものが出てまいったと思う。そういたしますならば、その点の改善をやらすして、目的だけ別の方向に持つていこう、そうすることは、私は本来あるべき正しい姿ではないと思う。じゃなせ十数年前にわたって、この教官組織の問題についてアンバラがあるが、そのことを改善しなかつたか、その方向に努力をしなかつたか、いかがですか。

○杉江政府委員 大学当局も私もいろいろ苦心して考えたのですが、実際問題として、なかなかうまくいかなかつたのです。

○川崎(寛)委員 実際問題として、教員養成関係の大学なり学部なりがいま進められておりますことは、いま東北大学の中における例が最も端的に示しますように、新しく戦後発足した中で、そうした教官組織というものの、あるいは施設というものの、あるいは研究費というものの増額、そうした面の改正をやらすして、いまままで過ぎてきた、そういうものの中から格差をつけて縛り上げていこう、目的大学としての方向にがっちりめ込んでいく、こういう、つまり逆の方向をわれわれは見ると、その点では教員養成関係の大学なり学部なりがそうした差別を受けるといひますか、そうした点についてはどうして否定することとできないわけですか。そこで文部省のほうからもらひましたこの資料に基づきまして少しお尋ねしたいと思ひますけれども、今日の総合大学の

で、宮城教育大学以外に廃止なり分離なり、そうした諮問をしたところがほかにあります。

○杉江政府委員 ございません。

○川崎(寛)委員 そうすると、この東北大学の例にならうって将来進めようとする計画がありますか。

○杉江政府委員 いまのところ考えておりません。

○川崎(寛)委員 それでは、考えていない、こういうことではありますが、それだけに宮城教育大学の分離、新設、こういうことは一つの将来における非常に大きな前例として問題をやらんでまいりたいと思ひます。その点でわれわれがけさほども質問しましたように、基準を検討中だ、そういう中においてなおかつこの宮城教育学部を分離をし、新設をするということについては、先ほど来の質問を通じてみましても、われわれとしてはどうも具体的に納得できないわけですね。

こまかにお尋ねをしたいと思ひますが、宮城県においては、義務教育学校の教員の確保ができなかつた、こういう点を東北大学の中の教育課程で言われたわけでありまして、それでありますならば、全国の教員養成関係の大学における実情というものをひとつこまかに説明してもらいた。宮城大学、東北大学というものがこれは全くそのとおりだといふふうなわれわれが納得いくように、この各大学において一つ一つ説明をしてもらつて、その比較の中からなるほどそうだとすることを理解をさしてももらひたいと思ひます。

○杉江政府委員 全部を申し上げることはなかなか容易でございせんが、先ほど午前中に申し上げましたように、その卒業生が県内に就職する率、また教員にならぬ率、それから県内の助教諭が多いというふうな点、それらすべてが東北大学の教科課程に基因するといひえないにして、それと大きな関連があり、相当改善を要するといふことを示しておるものと考えております。

○川崎(寛)委員 そういう抽象的な答弁では、私は宮城の場合のこのことを納得せよといひたい

で、納得できません。ですから宮城について教員が確保できない、あるいは養成できない、たいへん困つておる、そういう不便だといひいろいろな点を午前中あげられたわけですが、けれども、東北大学の場合はそうだが、ほかの場合はそうでないの、この点、つまり宮城は東北大学のこの教育学部を分離する以外に確保できないのだ、そのことの納得いく数字を、抽象的なことばでなくて具体的に、各大学と比較をしながらその点を証明してもらひたい。

○杉江政府委員 午前中に申し上げたことは例示ですけれども、いまの御質問に私は答えていゝものと思ひます。いま全国の大学を一々数字をあげていくのもたいへんだと思ひますので、前の説明を繰り返すこともどうかと思ひますので、その点はひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 それならばあとでこれはひとつ資料として出してもらひたいと思ひます。各大学ごとに、この大学はこうなつておる、この大学はこうなつておるという点で、局長が東北大学の場合について説明をされたように、充足できないのだ、しかしほかのところでは充足しているのだ、そういったこまかな比較できる資料といひものを示してもらひたいと思ひます。それでなければ、やはり東北大学が特殊なんだ、そういわれるわけでしょう。つまり分離をしなければならぬといひのは特殊なんだ、特殊な事情に基づいておるのだ、こういうことだと思ひますが、どうですか。

○杉江政府委員 まあいろいろな点がありますけれども、結局総合判断の上で措置せざるを得ないと思ひますが、やはりそういうこと総合判断でそのほうが私どもはいいのではないかと考えたゆゑは、やはり一つは、何といつても地元から多年にわたつてそういう御要望が続けられておるということも、特にそれはいろいろな関係団体からの陳情もありましたけれども、教育委員会からやはりこれを改善するためには分離独立させてく

れ、こういう強い要望があったわけでございます。これと、やはり大学としてもそのほうがベターだという結論を出されて、その二つのことから、これはやはり分離独立させたほうがいいという判断をとったのでありまして、そういうことはほかの大学にはないことであります。だから個々の数字もそれはそういう判断をする一つの根拠ではありますけれども、これを総合的に判断いたします。これは、いまのような特異な特殊な事情があったということが私の理由だと思えます。

○川崎(寛)委員 地元からの要望があった、地元の県の教育委員会からの要望があった、つまり需要者側からの要望があったから、こういうふうな受け取りのわけですね。そうしましたならば、地元から要望があれば変えるというのであれば、基本的な指導方針というものはどこにあるのですか。

○杉江政府委員 地元からの御要望とそれから大学側の御意向と二つそろったわけでございます。その上先ほど申し上げました諸般の事情があるから、その大学側の御決定に沿って措置したわけでございます。

○川崎(寛)委員 大学側については、形式的に教授会の上部になりますか、評議員会できめたからいいのだ、こういうふうな言われるかもしれないけれども、その教育学部自体が、しかもその教員養成課程のその学部自体が結論を出し得なかった。そのことについては、地元側の、つまり大学の側の要望だ、こういう形にはストレートには受け取れないわけですね。最も肝心のその直接関係をしております教員がそのことについてもう手を上げて賛成をしてない。そのことはどうですか。

○杉江政府委員 先ほど申しましたように、教育学部の教授会の意見のまとまりをどう判断するかを、大学として学長が評議員会にはかつて十分検討された上、大学としての意思の決定は評議員会においてすることが適当だ、かように判断されて最終的な大学としての結論を出されたわけでありま

す。私どもはそのような大学の御検討とその結果の御意見を尊重したいと考えております。

○川崎(寛)委員 師範教育への復活であるかという点について繰り返し繰り返しつくお尋ねをしておるわけですね。それと、もう一つ旧制師範学校のなものをにするものでもない、また今日の教員養成関係大学をそうしたものを持っていくはしりではないという点について、文部大臣は確信を持ってお答えできますか。

○愛知国務大臣 この宮城教育大学の問題につきましては、今朝来非常に詳細にわたっていろいろ御質疑があり、また御心配の点もございましたので、私からも特別にお答えをいたしたいと思っております。これは私から申せば局長の御説明のとおりでございます。新しい大学制度がございまして、以来、宮城県の場合はむしろた一つの特殊な事例であったわけでございます。地元の要望という点も、これを要するに他の府県と同じような状況にしてみたいということでも、そしてそれは総合大学の中で教育学部の中の一つとして、教育学部の研究学部以外の教員養成課程ではどうも十分な成果をあげられない。そこで他の都道府県と同じようなところにしてもらいたいというものが長年にわたる要望になっておったわけでございます。それを受けて文部省としても、これも先ほどお話がありましたとおり、三十九年度にはすでに独立のための調査のための調査費というものが計上されていたわけでありまして、さらに事務的な検討も進めてきたようなわけでございます。したがってそういう沿革から申しまして、これが今後における新しい一つのやり方になる、あるいは御心配のございませうような昔のような師範学校の設置であるとか、そういうようなことは毛頭ございませぬ。現状において他と同じようにやってもいい、そして他と同じように教職員の充実はもたせたい、こういう希望のあらわれでございます。それから大学当局も、ただいまいろいろと答弁がありましたように、こういう問題については慎重の上にも慎重に大学としても態度をきめられるべき問題であらうかと思いますが、もち

ろん学長を中心にして評議員会の議を経て、文部省にまかせこの際実現してくれということになったわけでございます。これが地元の要望とたまたま合致をいたしました。こういうわけでございます。いまの御質問にもう一度繰り返して御答弁するようになつてまいりますけれども、これが新しい一つのやり方になるというものではない、こういうふうな御理解をお願いしたいものと思っております。

○川崎(寛)委員 大臣の明確な答弁があったわけでありましてけれども、私たちがこの国立学校設置法についてきわめてシビアな態度で臨まざるを得ないということとは、三十八年の国立学校設置法の改正の際に、第七条の講座制の問題についていたした審議もなしに終わった。ところがその三十八年の学校設置法の一部改正以後、学科目の省令化を三十九年にはやっておるわけですね。そういうことで教員養成大学に關しては、戦後の制度改革の方向を見てみますと、われわれが指摘をしておるいは危惧を持つ問題が次々にあらわれてきておる。そういう点からわれわれは今回の宮城教育大学の問題については、そうした過去の三十八年における法改正の際の、つまり十分な審議を尽くさないできたために起きておるいろいろな問題があるわけでありまして、われわれとしてはそう思っている。繰り返して繰り返しのしつこい追及をいたしておるわけでありま

す。そこで、大臣の御答弁でそのまま引き下がりなればならぬというふうに思われるかもわかりませんが、私はまだこの問題についてもう一べん返りまして、こまかい点について局長のほうにお尋ねしたいと思っております。

ただいま大臣が、そういうことで絶対に師範学校への復活にはならぬのだ、こういう断言をなされたわけでありまして、戦後の東北大学の中における教員養成課程の扱いというものの、そしてそれからきております今日の現象というものの、そういうものからしますならば、やはり神経質になつていかぬか徹底した追及をせざるを得ないわけでありま

す。局長にお尋ねしますが、旧制の宮城師範を東北大学に併合した、そうして学校教育学科と教育科学科とこういう二つが置かれたわけですね。この学校教育学科と教育科学科とはそれぞれ講座の設置について文部省に対して要望をいたしましたのです。学校教育学科のほうは十五講座、それから教育科学科のほうは十講座の申請をいたしてまいりました。ところがこれを現在見ますならば、その教育科学科のほう、つまり講座制になつておるそのうちのほうは十講座とも認められた。ところが学校教育学科のほうは十五要求をしたけれども一つも認められないでいておるわけですね。どうですか。

○杉江政府委員 それは新制大学には一般に講座制を置かない、こういう方針に基づくものであります。

○川崎(寛)委員 結局そういうことで新制大学の格づけが歴然となされて今日に至つたわけですね。しかしその中で、これまではどういうところでも総合大学の中に教員養成課程を置いておる。特に一般教育の中で他の学部等の協力を得てやってきておる。そのことについて東北大学の学長は、これは足手まといである、異質の存在である、こういうことでなくて、教員養成課程を持つておることについて、この点を誇つてきたと思うのです。東北大学の歴代の学長がこの教員養成課程を持つておることを歴代言われてきたのかどうか。いかがですか。

○杉江政府委員 その辺の詳しい経緯については存じておりません。

○川崎(寛)委員 それでは次に用地の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。この教育学部の用地の問題については先般も質問があったわけでありま

すけれども、農学部の方では、教授会が移転をするという決定をしていないと聞いておるのですが、いかがですか。

○杉江政府委員 内部ではいろいろの意見の調整を要する問題が出てくることは私も聞いております。

○川崎(寛)委員 それでは具体的にまだ見通しのついていない用地にこの四月から発着する宮城教育大学をどうして置くのですか。

○齋藤(正)政府委員 農学部のある青葉山地区への移転につきましては、大学の中にあります施設設置審議会において方向としてきまつておるわけでございます。その際に農学部におきまして、主として農場の敷地が狭い、あるいは気象条件が悪い、それから地質の条件というようなことで意見があったことは事実でございますが、その問題に關しましては、この設置審議会の中に農場対策小委員会ができてまして、その対策を検討しております。そして、狭いという問題につきましては、これは現在の三千坪程度が、最小としても八千坪以上になり、それから地形の利用によつては数萬の坪数にもなり得るということがこの対策小委員会に出ております。それから気象条件につきましては、実はこれは全国平均よりも風につきましては弱いという状況でございますから、この地区が特に気象条件が悪いということはないであらう。それから地質の問題については客土等の方法があるということ、先般大学長にお目にかかったときも、これは学内の問題として十分に処理できるというふうに承つておりますので、まず施設といつたしましては、既定計画のとおり農学部の青葉山の移転ということと四十年から四十一年の前半にかけて実施できる。その間は富沢地区の新教育大学のための施設を改修使用し、その後農学部の建物に、これも改修を要する必要もございまして、さらに不足を建て増すこともございまして、四十二年以降新しい校舎に付属学校等もまゝつておりますので、その地区に移るといふことになつております。

○川崎(寛)委員 現在の予定地には原子力関係の施設があつて、昨年から立ち入り禁止の地域になつておる、こういうふう聞いておるのですけれども、いかがですか。

○齋藤(正)政府委員 ただいま申し上げました農学部の移転整備の間に、現在の富沢地区の校舎を利用するということで、その地域内にライナックの研究施設があるということは事実でございますが、この施設設備につきましては三十九年度から一部借りまして、施設につきましては四十年、四十一年度で完成いたすわけでございまして、それから設備につきましては同様でございますが、この実験が稼働いたしますのは四十二年からの見込みでございますので、その間の事情と、先ほど申しました農学部の移転整備というものは全体計画として年次の進行するわけでございしますので、御指摘のような心配はないと思ひます。

○川崎(寛)委員 前半の議論で質問する際にもう少し聞いておきたかたで残しておるのでありますけれども、教養審が出しました教育課程の基準の建議について、午前中局長のほうからは大まかな各団体の意見を取りまとめた回答があつたわけでありまして、そこで、この教育課程の基準を設置していこうという方向を見ますと、それはかつて旧制師範の場合には卒業と同時に免許状というものが与えられた、今後こうした教育課程の基準を示していくわけでありまして、それと、その示された課程に基づいてそれを履修し終わらないと卒業できない、教員になれない、こういう方向に進んでいくということ、つまり免許法の改正という問題がこれと当然からんでまいらうと思つておりますけれども、今後この教育課程の基準の建議に対して作業をどのように進めていくかとおるのか。つまり昨年の九月三十日までにお返すのか。それと、その回答についてはいささかおくれとおるのか。そういうものを取りまとめをして教養審としてどういう作業を——あなた方教養審でないから直接は言えないかも知れませんが、それからも、これからしようとしておるのか。それから教養審が中間報告をまとめて、各団体からの回答に基づいて最終的な答申案を出せば、その最終的な

答申案に対して文部省としてはどうしようとするのか。

○杉江政府委員 教養審としましては各団体の意見を文書でとり、またその説明をも聴取して十分広く意見を聞き、それを勘案して、いま最終的な答申をしようとして鋭意審議中でございます。その答申を受けましたら、まずそれを基礎としながら設置基準を他学部並みのものをつくるという作業を早急にいたさなければならぬと思ひます。

なお、その教育課程の基準を今後どういふふう問題に扱っていくかというについては、その他の問題については、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○川崎(寛)委員 大学基準等研究部議会というのが一方文協省の中に置かれていまして、こつちのほうの作業とはどういふふうに関連しますか。

○杉江政府委員 おおよその日程を申し上げれば、教養審のほうの御答申は近くあるものと思ひます。それを受けましてすぐに大学基準等研究部議会を設置基準をどうするかという作業に入るわけですから、そこで早急に設置基準をまとめるということになるわけでありまして。

○川崎(寛)委員 そうするとあと免許法の改正等を次に答申案に基づいてやろうとするのか、どうですか。

○杉江政府委員 必要に応じてやりたいと考えております。

○川崎(寛)委員 三十八年三月の学校設置法の改正で、すでに学科目の省令化をそれに基づいて三十九年の二月二十五日にやつたわけですね。ところがこの省令化をやる前に、その前の年の三十八年に各大学に対して学科目の調査をやつたわけですね。しかもその調査というのが文部省のほうから案を示して押しつけてやつておる。しかもその省令化の過程の中で鹿児島大学の教授会等は反対決議をしてがらばつておつたわけですね。そういう中で、つまりこの省令化については各教員養成関係の大学なり団体なりの中においてはきわめてきびしい反対が上がつてきておる。それからまた

今回の教養審の中間報告に対する反応にいたしまして、私立大学なりあるいは教育関係の団体なりあるいは教育学会からの批判というものは、旧制師範学校のその方向に持つていこうとする教員養成関係の制度改革を、きわめて好ましく、ざる方向に持つていくものだ、こういうことできわめてきびしい批判があるわけですね。そうして今日の教員養成制度改革についてのきびしい批判というもののについて、大臣は今後教養審の最終答申案が出され、それ以後いろいろの制度の改革を進めていくことについて、それは単なる杞憂だということでお答えになりたいのだからと思ひますのでありますけれども、しかし各団体のそういうきびしい批判というものが現実にあることは十分に御承知だろつと思ひます。でありますから、この教員養成制度改革についての過去を振り返つてみますと、文部省がとつてまいりましたそういう姿勢についての批判というもののについて、率直に耳を傾けてやつてもらわなければならぬじゃないか、いかがでありますか。

○愛知國務大臣 ただいま御指摘の点につきましては、私も真剣にかつ率直に耳を傾け、いろいろの御意見を十分そしやくして誤りのない行き方をとりたいと決心いたしております。

○渡海委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 私先がた川崎君の質問に関連してお聞きしたわけですが、杉江局長、この今度の法律案というものはあなたにはなかなうまいことを中に入れて提出してきています。われわれ實際分離に困るわけですね。宮城大学の問題をとればこれは非常に問題です。そこで、あなたがたが宮城大学の問題だけにしほつて、あつたところはいいところもあるのですから、これはしかたがないとして、悪いところをようあなた方ひとつ腹を入れておいてもらふねと、これがあたりまえじゃ、うまく今度はまづ通してやつたという考えを持つてもらつて困るのです。

そこで、私は杉江局長に率直に言いたいと思うのですが、どういふ性格のものかという、宮城

二二

第一類第六号 文教委員会議録第十一号 昭和四十年三月二十四日

大学の場合はあなたがおっしゃる通りに地元の率直な要求がありますね。教員が足らぬとかあるいは養成してくれとかいう、この率直な要求の上に、宮城という大臣の足元です。大臣はその政治要求にこたえなければならぬという、そういう必然性を見越して、そしてあなたの方の考えておる教員養成大学を文部省のコントロール下において、そして画一化しよう、ここに問題があるのです。問題の把握をどういうふうに考えておられますか、そんなこと毛頭ないと言われるのがあなたの方の常套手段ですよ。どういうふうに思っておられますか、地元の素朴な要求もありますけれども、反対もある。もっと根本的な問題がある。それのとらえ方をやはりしておいてもらわないと、これは一つ落としたらまた次は一城落としていこう、いやもう一つ築こうというのか、どちらか知りませんが、そういう考えを持ってもらっては困るので、最初にこれをお聞きしておきます。

○杉江政府委員 これは、ほかでも教員養成の単科大学があるわけでありまして。東京教育大学、東京学芸大学、愛知学芸大学、それと同じような性格のものを宮城もつくり、こういうことであります。

○三木(喜)委員 いや、そういうものを言うんじやない。地元にある反対というものをどういふふうに把握しておるか。それから将来の問題を聞いていこう。地元にある反対、いまだとんとん盛り上がりつつある反対というものは何であるかということをお聞きしておきたい。

○杉江政府委員 地元につきましても私も率直に言っておくのは、その経緯におきまして教員養成課程の先生の中に反対があったことを承知しております。そしてそれらの方々の反対、これはいろいろな御意見があったと思ひます。本質的に反対する立場もあれば、もっと現実的に時期の問題等を問題にする方もいろいろあったと思ひます。本質的に反対される方は、外に出ることには

よって何か国の干渉を受け、またかつての師範学校のようなものにされるんじゃないかというような危惧の念が一部にはあったのではないかと思いますけれども、しかし必ずしもそういう原理的な原則的な反対の立場のみではなく、いろいろ御意見があったように承知いたしておきます。

○三木(喜)委員 もうちょっとあなた割り切ったものを言ったらどうですか。いろいろな反対があったというのはいろいろな反対を聞いていられるんですよ。いまのは、あなたの方の反対のとらえ方というのは、まるで社会党は何でも反対するんだというふうなとらえ方と一緒にする。私たちは何でも反対しはしないのです。問題があるから言うんですよ。反対するのはその反対する根拠があるから言っている。あなたの方はもうひとつ突き詰めれば政党内のところに持っていくってしまいうきらいて、その話の中には出てきそう。そうでなくて、大学の自治とかあるいは研究とかいふものを守る立場から出ておる話ならば、やはり耳を傾けて、それをここで表現したらどうですか。そんな言い方をするのは不見識だと思ひます。もう一つ私はあなたにちょっと聞いておきたいのですが、この前二、三年前の話でした。いわゆる東北大学の教員養成機関を出てきた者に対して、県の採用試験に一挙に十名も不採用にした、おとしであったと思うのですが。自分たちが、あるいは国家の力で、あるいは県の要請で大学へ行つて、そうしてそこから教員になつて出てきておる者を十名ほど不採用にしてしまった。前年は一人です。その理由は何かというと、学生運動をやった、こういうことであつて、私はその当時からこの東北大学の動向というのに対して、あるいは教員採用状況に対して、あるいは教員養成に對するところの地元のかまえて方というのに対して、非常に疑問を持っておつた。はたせるかな、その足元でこんなことをやりかけた。しかもそれは現職の文部大臣のいるところである。文部大臣は政治的な要請にこたえてということがいえるだろうと思ひますけれども、しかしあなたの方が何か

そういうところであることについて、私たちは納得のいかぬ点がある。それはあとでそういう問題について触れていきたいと思ひますが、反対の焦点は、何か、これは深甚に反省してもらふ意味で私言ふんですよ。もう一ぺん言つてください。

○杉江政府委員 いろいろな御意見があるので、それをまとめることはなかなかむずかしいことなです。まあ先ほど申し上げましたように、外に出ると何か格下げになるのじゃないか、いろいろ縮めつけられるのじゃないかという危惧の念があつたことは確かだと思ひます。そこで、そういう危惧から発したる具体的な御要望として、教員養成にも研究面が当然入るんだ、また入らなければならぬ。先ほど来御質問の講座制等の大学もあるわけでありまして、とにかく単に教員養成というところだけではない、大学が本質的に持っている研究面が薄らぐのではない。東北大学に残れば、他学部の研究体制もかなり整備されておる、そういうことがあり、研究意欲も向上されるけれども、しかし外に出たらその点が薄らぐのじゃないか、こういう御心配があつたわけでありまして。総じて別になつたときには教員養成ということだけにしてはしづられて、何かとむしる程度が下がるのじゃないか、こういう御危惧だと私はつかんでおります。

そこで、それに対する一つのお答えとしては、今度でます教育大学には理科教育研究施設というものを設けることにいたしておるわけでありまして。これはほかの大学には例がないといつてもいい、ただちょっと似たものがありますけれども、ほとんど初めてそういう研究施設をつくつて、そして普通の教育定員の積算のほかにその定員をつけておるわけなんです。そういうことで決してこれを何か研究の面においても格下げするものではない、むしろこのことによって教育と研究の充實をはかるんだ、こういう私どもの意図を具体的にそれによつてあらわしたつもりでございます。ちよつとよけいなことまで申し上げましたけれども……。

○三木(喜)委員 あなたは管理局長をしておられる当時でしか、御存じのように大学管理法というものを御出そうとした動きがありました、そのほか認定官制度によつて大学をコントロールしようという意図が見えまして。そのつどこれについてはわれわれが国会内で反対しただけでなく、世論の反対がありあるいは大学側の反対もあつたわけですね。そういうような問題を踏まえて、今次のこの宮城大学というものは、要するに静かに行政指導ないしはこういう分離するような形で教育学部や学芸学部を総合大学から切り離していくというふうな思想が出てきた、なしくずし的にやろうとすることが出てきた、ここに反対の一つの論拠がある。そういうところはあなたの方はそういう意図がないとおっしゃるでしょうけれども、われわれとしてはそういう反対も、そういう不安も持ちますし、いままでずっと考えられてきたものを、今度は法律という体系をとらなくて、行政指導のかつこうの中にこれを埋め合はせて、そうしてそれを通していこう、そうしてこれが一つできればその次もやろうという意図が考えられるので非常に心配しておるわけです。そういうことはありませんか。

○杉江政府委員 ほかに教員養成の単科大学があるわけでございます。繰り返して申し上げますように、東京、愛知、大阪、岐阜、福岡、それらは別に特にそれによつて国の干渉を強化するとか、特別の措置は全くいたしておりません。それと同じものを宮城教育大学につくり、こういう意図でございます。

○三木(喜)委員 私らが言つて、社会党がしゃべるのだからということであつた方は耳に入らぬだろうと思ひますが、朝日ジャーナルに書いてあります。三月二十一日のジャーナルを讀みますと、そういうことはありませんといふあなたのはつきりしたことをおっしゃつたのですが、一番最初に、具体的には、教育学部や学芸学部を総合

大学から切離そうという動きの強まりである。一昨年あたりから、教員養成関係の学部の学科目を省令で定め、これを実質的に文部省のコントロール下におこうという動きがめだっていた。それからもう一つです。「また、全国の教育学部におかれている学科目の名称や、その学科目の組合せである教育課程がおおむね画一的なものにされてきているという傾向も見がせぬ。」という文部省の新しい方針に対し、こういふように画一化をやっているという意見が出ておるわけです。これに反論できますか。

○杉江政府委員 学科目の省令は教員養成の学部だけに於いてやったのではなくて、ほかの学部についても同様の措置をいたしておるわけでありまして。だからほかの学部並みの措置を教員養成の学部についても行なうわけでありまして、これはそういう省令で何かどんぴしやり押えて動きのとなれないようにするといふ趣旨のものではありません。いままで各大学の実態が明らかになつていなかったもので、それを明らかにしようといふこととでやつたものであります。その大学における学科目のあり方については、これは基本的にはどの学部でもその設置基準等によりまして、しかし各大学に相当な自由が認められております。教員養成大学についてもそのたてまえは同様でございます。ただ教員養成大学については、いままであまりに中身の基準もほとんどないに近かつたし、それからその結果各大学のアンバランスが他の学部以上にはなはだかつたし、またしたがって内容も整備されてなかつた。それを今度教員養成の教育課程の基準ができれば、できるだけその基準に沿つていただくという努力を各大学でもしていただく、また文部省としてもそれによつて学科目の整備、教官の整備に努力したい、こういう趣旨のものであります。いまの学科目の省令その他の措置によつてがんにがらに押えつておるというういふ意図は持っておりません。

○三木(喜)委員 あなたはそう言うだらうと思ひました。その次を読んでもみます。「昨秋には、突然、東京、大阪、和歌山などいくつかの教員養成系大学学部の教官定員を減らす方針が伝えられた。しかもそれは、学科目と役職名を指定したものであっただけに、事実上の指名解雇にひとしいものであった。」あなたはないとおっしゃつたことをあると書いてあるのです。「文学部、法学部、理学部などの学部ならばどういふ考えられないほどの干渉が、省令にとつて、行政的必要なものもとに加えられておるの、教育学部、学芸学部である。」あなたはそうでないと言ふが、あると書いてあるでしよう。こういう雑誌は文部省をおとしめるためにうそ八百書いておるのではない。私たちはこれに賛成するわけでは、あなた方はそれをいふとやうに言つておるのだけれども、そうだとおつておるじゃないですか。これは政府の文書じゃないです。それから、官報じゃありませんから、あなた方が言つたといふわけじゃないですけれども、こういうふうに世論の一つとして言つておられます。それについてどう思われますか。

○杉江政府委員 確かに四十年程度の概算要求にあつて、教員養成学部の教官の大幅な整備を行なうといふと、それは非常に大幅な整備を行なう中で、一部については非常にアンバランスなところもあるから、そのアンバランスなところはこれを減少する。しかしその減少はなま首を切るとか減らさなければならぬといふことでなくて、ほかの特設課程等の増設によつてそれを置きかえていつて中の定員の合理化をはかる。そうして総体においては教員養成学部の教官の整備、学科目の整備をはかりたい、そういうことでそこにあるおつておるような措置に着手しようといふ思ひです。しかし、これについては私どもの考えることが正しく理解されなかつた、また理解されなかつたところについては、私どもの用意の足りないところがあったのであります。そういう点を反省いたし、学部長ともよく相談の上、その基本的な考え方については了解できるところもあるけれども、

しかし一挙にそれをやろうとしても無理だから、こういう御意見に従つて今後の検討課題として、そのことを行なうことをやめたのであります。○三木(喜)委員 教員養成でそういう審議をするとき、こういうことを次々とあなたが行政指導といふ名のもとに省令によつてコントロールするといふ方向を出しておる。ここに問題があると思うのです。教員養成の審議を私たちはよく見守らなければならぬ時期でしよう。しかも大臣の足もとで、やかましく言つて、やり方によつては大臣にも傷がつかます。私はやはり大臣を傷つけるようなことはいけません。私には大臣を傷つけるようなことはいけません。だから、なぜこんなところで徐々になしなくすのにやるのか。今後こんなことはやみません。これでおしまひです。次々にやる予定があるのですか。こういう宮城教育大学といふようなものをつくるような、これと同じようなものをつくるという予定を持てているのですか。大臣これはどうですか。○愛知国務大臣 これは先ほど川崎委員の御質問にもお答えいたしました。平たく申しますと、ほかの県と同じような教員養成課程中心の大学をつくりたい。これは平たく言えば県民の要望でございます。それにこたへるといふことが一つの中心にもなつておるが、こういう種類のものはほかにはあり得ない、こういうふうにかえております。

○三木(喜)委員 あり得ないところが問題になるのです。そこで杉江局長、大学の自治とそれから研究の自由、こういうことが大学でなぜ尊重されなければならないか、このたてまえをひとつつやつてください。○杉江政府委員 基本的な問題の御質問でございますが、私は大学に自治を認めることが学問の発達にもいいし、またその教育をいふものにする基本的な体制である、かように考えております。○三木(喜)委員 結局真理を追求するわけですから、あらゆる学問とか文化とか、あるいは芸術にいたしましても、あるいはその国の進歩発展にいたしましても、真理を追求していかなくてはならないので、そこで文部省のコントロールといふことをはずしてやつていくわけでは、大学の自治と研究の自由を侵すといふことでやられておるわけです。学問といふものは真理の追求でしよう。そこでもう一つお聞きしたい。川崎君も触れたと思いますが、基本的な問題ですからお聞きしたいのでありますが、いろいろ大学に形があります。学芸大学とか東京教育大学とか、それから学芸学部、教育学部といふように四種類あります。これはどういふ違いがあるのですか。

○杉江政府委員 旧制大学にありますが教育学部については、これは教育学の研究といふことに主眼を置いておる、教員養成を直接の目的にしてはおらないのであります。その他の教育学部や学芸学部は、その実態は教員養成を主にしておる。ただ教育学部においては、文理学部のあるところにおいては文理学部にかなり多くの分野の教育を依存しておる、中にはほとんどすべて文理学部のほうに依存しておるものもありまして、かなり他学部にも依存しておるものがあるに特徴があります。学芸学部は、本来発生的には必ずしも教員養成だけをやるものではなく、リベラルアーツ一般について教育をするところだといふ觀念も発足当時にはあつたと思ひます。しかし現実には教員養成を主にしておる。けれどもその発足当時の考え方なり組織などがいまも残つておるところもあるわけでありまして、なお学芸学部においては一般教養を担当しておるところが多いといふような特色があると思ひます。

○三木(喜)委員 学芸大学は学部と同一だといふのですか。○杉江政府委員 おおむね同様であります。○三木(喜)委員 そうすると、あなたの言われることは、先ほどから説明しておることがおかしくなりませんか。ほかの職業に出ていく者があつたりして教員に定着しないからといふお話でしたが、学芸学部あるいは学芸大学ならば、ここで基礎的な学問をやると同時に教員養成もやる、こう

けなないので、そこで文部省のコントロールといふことをはずしてやつていくわけでは、大学の自治と研究の自由を侵すといふことでやられておるわけです。学問といふものは真理の追求でしよう。そこでもう一つお聞きしたい。川崎君も触れたと思いますが、基本的な問題ですからお聞きしたいのでありますが、いろいろ大学に形があります。学芸大学とか東京教育大学とか、それから学芸学部、教育学部といふように四種類あります。これはどういふ違いがあるのですか。

いうことになるでしょう。そうすると勢い他に出ていく者があることは当然の話で、そういうところで自由にしておられたと思うのであります。ちょっと矛盾を感じるのです。

○杉江政府委員 私、発生的には学芸学部というものはそのような意味を持っておったということをお願いしたわけですが、現実には教員養成を主としてやっておるわけでありまして。しかし学芸部名称及びその当初の意味合い等から、何か教員養成をさる目的ともしないというよう主張が時に出ることはあります。またそういうような意味合いが、なかなか設置基準も他学部並みのものがつくれなかつた経緯があるのであります。これはやはりはかの学部と同じように、その学部のさる目的が何であるかを明らかにする、その学部の目的が何であるかを明らかにする、その性格は何かといえ、それは教員養成を主たる目的とするものだ、こういうことに考えて、そういう角度から整備をすることが、ほかの学部と同様な意味合いにおいてきわめて必要なことだ、かように考えております。

○三木(書)委員 あなたのおっしゃったように、宮城県においては教年前から小、中学の教員が少くない、こういうところからくるので、東北大学から分離する宮城大学の背景、それからもう一つは全国で大学が多過ぎるということ、それから予算もきまり、ついておるのですから、それはそれでやっています、こういうこと、こういう三つが背景だと思ひますが、しかし私たちの心配すること、このあと新潟大学や金沢大学や横浜国立大学などいわゆる国立新制大学においても同様の動きが見られる、そういうことをやはり指摘しておかなければならない。そういうことはいいですか。静かにそういうところでも予定する、宮城大学ができれば、いま申し上げましたようなところでもやろうという意図を持っておられるのですか。

○杉江政府委員 いまのところ考えておりません。

○三木(書)委員 それでは次に予定地の問題です。川崎君もこれに触れられて、齋藤局長もその予定地についてのお話がありましたけれども、私は核燃料物質に対するところの規制があるところ、愛知大臣も科学技術庁長官で、いま核問題については非常に熱心なんです、そういうところ、廃棄物の倉庫が敷地の百メートルのところに、私が、そういう心配を地元では持っている。そしてそこにあるところの設備というものは非常に粗末なものであります。こういうことで次に移転を予定されておられる東北大学の農学部ですか、これはいまの、移転しないと言っている。そこで宮城教育大学がそこに移転する、ということですが、それも解決していない。ここにも敷地的に一つ問題があると思うのです。これはどういふようになされる予定なんですか。これは危険じゃないですか。

○齋藤(正)政府委員 御質問の第一点の大学の施設につきましては、先ほどお答えいたしましたように、施設につきましては三十九年度から始まって四十一年度完成をする予定に出来ておりました。設備もそのようになっております。したがって、教育大学が一時使用いたします期間というものは、いまおっしゃったような核物質の危険はない、ということでありまして、それから第二の御質問の農学部のことにつきましては、これはもとよりこの教育大学の独立ということも関係なしに、大学自体も設定審議会の方針として青葉山の久保田地区に移転をして集めるといふことの計画が順次進んできた、その一つであります。その経緯におきまして、先ほど申しました農場につきましては、設定審議会において小委員会を設けて対策を検討いたしております。これにつきましては学長も学内の問題として動くだろうという見通しでございますので、私もどもとしては、たまたまこの教育大学の施設とい

うものが入りましたが、もとより東北大学の総合移転整備という大きな計画が進行している、その一環でございますので、その既定計画を進めることが東北大学にとりまして、また新しくできまます教育大学にいたしまして、施設面の充実ということになるかと考えるのであります。

○三木(書)委員 放射能の廃棄物、そういうものがあつて危険である、ということについては、だいたいようふなんですか。

○齋藤(正)政府委員 私、その稼働、この研究施設が四十二年度から動き出した場合の処理あるいは危険物の廃棄といふことは、私は専門的知識もございせんけれども、いま申ししたのは、大学の総合移転のいわばローテーションの一部としてこの教育大を使うわけでございまして、その使いますのは四十二年度まででございます。四十二年からは、いまありました農学部の施設とそれの不足を補うことと一部改修することとで教育大学が使うわけでございまして、それまではこの富沢地区の大学の施設のところを使うわけであります。けれども、その間は動き出さないわけでございまして、いまの施設を改修して使う校舎と、ほかの危険の問題とは時期的に關係がないというふうに考えます。

○三木(書)委員 そうすると、いま廃棄物をそこに置いていないのですか。

○村山説明員 仮校舎予定地の富沢地区で予定しておりますのは、直線加速機と申しまして、素粒子の研究施設でありまして、原子炉のようなものではない、ございせんので、廃棄物というふうな問題は起こらないのでございせん。

○三木(書)委員 危険はないですね。

○村山説明員 現在のところは、まだ全然放射能が出ておりませんし、それからまた出るようになりまして、これは原子炉と違ひまして、機械は動かしておるときだけビームが出るわけでございまして、とめればとまってしまうわけでございまして、したがって、廃棄物というふうな問題はございせん。

○三木(書)委員 いずれにしても、放射能の危険というふうなものは、動かしておるときだけだ、それは百メートル以内で、そういう動かすことは、そこに学校がきまつて生徒が入ればやらないということになりますね。

○村山説明員 現在建設途中でございますので、予定いたしました宮城教育大学の仮校舎使用期間中は機械が動きまわらないので、全然ございせん。したがって、危険がかりにあるとすれば、万一仮使用期間が延びた場合ということになるわけでございまして、直線加速機の設備が完成いたします時期には、これはもちろん放射能の漏洩防止のための防護施設もあわせて完成できるわけでございまして、そのような施設が完成すれば、またそれはそれで外部には危険はない、ということも大学当局も言っております。私もどもしては専門でありませんが、その御説明を信じまして、御説明を申し上げておる次第でございます。

○三木(書)委員 そうすると、これはもうちょっと詰めて聞いておきたいと思うのですが、あなたは私たちが知らない、しかし大学当局はそう言っている、しかし核燃料物質とか放射能を出すとかいふいろいろな問題については、そういう軽々な考え方でいいでしょうか。核燃料とか放射能とかみんなどこからでも人体に危険を及ぼすものを、そういう調査のしかたや、そういう受けとめ方では困る、私は思う。それだからして、いろいろ科学技術特別委員会でもその問題をいま審議しようとしておるわけですか。そういう受けとめ方で、齋藤さん何か自信があらうですか……。

○齋藤(正)政府委員 私はそれらのほうは自信があるわけではなくて、むしろ私のほうの施設計画としては、四十二年度これが全部運行するわけでございまして、その間を利用するという計画を私どもは大学から受け取っておりますので、そのことと、それからいま全面的に動き出して、そして実験が行なわれる場合のその防護という問題は別だということを申し上げておるわけでござい

○三木(喜)委員 次に、もう一つお聞きしておきたいのですが、これは何といひますか、ここに学芸大学をつくるという審議の途上において、その会議のしかた、それを問題にしたいのです。私たちが心配しておるわけです。非常に非民主的なやり方でやられたというのを聞いておるわけでごさいます。これも確かめておきたい、はたせるかな、これにもそういうことが書いてある。この「現実的」な、「審議」のところがちょっと読みますと、「分離決定までの学内審議のあり方をみると、むしろ学長・学部長・事務局長などといった学内上層部と文部省の間では運ばれ、当事者としての教育学部教授会には、実質的な審議をする機会が十分に与えられたとはいえない。とくに年末の評議會は、学内をさけて市内のホテルを会場とし、学生、職員組合のつよい抗議のなかを、警官隊にまもられて投票決定されたという異例のいきさつさえ伝えられているのである。この決定後、法・経済学部の教育有志から、学部自治の原則を無視したものであるという強い抗議声明が発表された。ここにいたるまでの終戦以来の歴史的事情や、それが生みだした感情的な問題なども無視できないにしても、大学の自治の根幹としての学部の自治が、実質上侵害されかかっているという事態は、みのがすことはできない重大な問題である。」というところであります。どうですか、こういうやり方、警官が守ったとか、それにはいきさつがあったでしょうから、聞かしてくださいます。そういうことで押しつけがましきここに宮城大学が誕生しようとしている。誕生にはまことに不吉なきめ方である。これはいけないことです。教育の場をここでしつらえるというのに、こういうきめ方は、教育でこんなことをさすことは、いけないことです。こんなことをして学芸大学が誕生しても決して自慢にはならぬ。(発言する者あり)その原因を知らない、根源を知らないから騒ぎよる。あなたは与党に守られて、非民主的なことでもいというような考え方を持っていますか。与党の議員がきょうはたくさんおるから、支援があるからといって、いいかげんな答弁をしては困る。

○杉江政府委員 これは先ほど川崎先生の御質問に答えてある程度その間の経緯を申し上げたつもりでありますけれども、要するに先ほど大臣からもお話のありましたように、この問題はかねてからの懸案であり、三十九年度予算で調査費に認められておったような経緯にかんがみまして、文部省としては、来年度予算でどうするかをきめなければならぬから、大学としてひとつ十分お考えいただきたい、こういうことを私どもも申し上げたわけでごさいます。それを受けまして、大学としてはまず教育学部で十分審議するということでしつば会を持って慎重に審議されたわけでごさいます。しかしそこでは意見がまとまらないから、そのままとまらないということを経長に伝えたわけでごさいます。学長としては、その結果をどう扱うべきかということ、学内でも十分慎重に審議された上、この問題は評議員会においてその扱いを十分審議し結論を出すべきだ、こういうふうな判断に立たれて、今度は評議員会へはかつて、その結果を私どもにお伝えいただいたわけでごさいます。私は、大学の自治、そういう点については、学長はじめ大学の幹部の方たちが十分に配慮された結果だと考えております。

○三木(喜)委員 あなたのお話では、下からずっと盛り上げてきて文部省がそれを受けて立った。これは文部省から上のはうだけ話をして下のほうに話をしなかつた、あとでそういうことが明らかになったら、また一べんあなたに聞きましよう、ここでは、あなたはそういう答弁をしたのですから。そこで教員養成大学の問題、こういう問題には、いま答申待ちのことですから、いづれこれについては後刻大臣とまた話をいたしませう。一応ここでございます。

○長谷川(正)委員 私、ただいま非常に論議を呼んでおります宮城教育大学の新設の問題につきましては、先ほど来の川崎委員、いまの三木委員との質疑あるいは答弁を伺っております、やはり積然としないものがあります。特に教員養成制度をどういうふうにするかという問題がまだ非常にいろいろな議論があり、審議の過程にある中で、これがいま伺っているやや強行される形で新設されるという点にも問題があります。つまり教員養成制度の問題についても少し真剣に討論をする必要があると思う。さらにまた、教員養成制度を離れまして、一般的に大学の学問の自由、大学の自治を保障するという立場からも、今回の取り運び方に幾多の疑義を感じますし、さらにまた、具体的、事務的に見ましても、敷地の問題や、その移行過程の問題を見ましても、幾多の不安が払拭できないのでありますし、さらにまた、設置に至る過程において、その取り運び方においてたくさんさんの問題を包蔵したまま一方的に押し切っていく、こういったような印象もちつとも払拭されておられませんので、どの角度から見ましても、この問題については納得がいかないのであります。この国立学校設置法の一部を改正する法案全体を見ますと、理想からなのお違ひものがあるにしても、少なくとも現状より一歩前進の部分もたくさんありますので、その点は私どもとしては肯定する面もないわけではないのですけれども、こういう毒まんじゅうがくつついていたのでは、いかんともわれわれは賛成できないわけであります。しかし私がまたここでこの質問をし始めますと、川崎委員、三木委員の質問されたことを別の角度から質問申し上げなければならぬわけですが、時間も経過しておるようでありますから、議事に協力するわけではありませぬけれども、重複を避けまして、ただ私は、国立学校設置法に対してどうしてももう一点御質問を申し上げ、特に当局に強く御要望申し上げたいと思う点がありますので、その点についてこれから質問したいと思ひます。

私は昨年の四十六国会以来文教委員会をつとめさせていただきました、実は約一年以上、いつも質問通告をしながら、それに触れる機会が得られませんでした。今日までずっと延引しまして、ようやく先般子算委員会の分科会において、これもきわめて制限された時間で、ほんの一言か二言御質問を申し上げる機会を得たわけなんです。それは何かと申しますと、その国立学校設置法等の一部改正ということは、もちろん今日の産業、経済、文化の進展に依りて、国の教育体制というものを整えるという観点からこの法案が出されたと思うのですけれども、そういう中で、この点はちょっと弱いのではないかと。それは、私は先般子算委員会でも申し上げましたが、林学の問題でございまして。日本は御承知のように六八%が森林でおおわれておる。しかしながら今日これが――ちょうどこの委員会でも埋蔵文化財等の保護の問題も、今日の土地の造成やあるいは道路の開発等の問題で危機に瀕しているということがしばしば指摘されておりますが、それ同様あるいはそれ以上に、今日、日本の森林の問題、林業の問題については大きな危機にきていてはならないかという感じを痛切に持つものであります。私は、東京では唯一の山林を若干持つておる三多摩地区に住んでおりますが、実は選挙運動という意味じゃなくて、この三多摩を見てみまして、ほんとうに、このままだら三多摩のわずか残った緑もどうなるかという、これは単に産業、経済の問題というよりも、もっと人間の精神に及ぼす問題も含めて非常に痛切に感ずるのです。これはどこを回っていてもその感を深くするばかりで、だいたいいい方向が出てきた。これは与党の皆さんもよく旅行をされ、そのときの感想を聞きますと――与党の方からこのままだではうちのほうもまる坊主になりまう、だ、こういう話があるのです。実は、昨年八子ガ峰の植樹祭があったおりに、私も山林の問題が気になっておりましたので伺いました。文部大臣は当時おいでにならずに、ここにいらっしゃる当時の八木政務次官がおいでになりました。まことに荘大なみごとな植樹祭なんだけれども、よくもまああんな大きな八子ガ峰の山があれだけ完ぺきな、まるで芝生のようにまる坊主になったものだということを感じたわけなんです。あれは入会林と

いうことで、取るにまかせてああいふ状態になった。植樹祭としてはりっぱですよ。私は痛切にそのことを感じた。

最近この国会に入りましてからも、農林水産委員会の議事録等を見ますと、林業問題について貧困の点が非常に強く指摘されております。もちろん政府としても林業基本法ですか、そういったものをつくって急遽これに対処されている努力は最近見えておりますけれども、今日の林産物に対する、単なる建築材料とか紙の材料とかいうようなことより、御承知のように、科学の進歩の中で林産物の需要というものは非常に飛躍的に増大しております。貿易の面から見まして、相当な部分を占めておる、こういう状態になってきておるのです。そういう中で確かに日本の農林行政のうち特に森林の問題につきましては、やはりこれは単に与党とか野党ということではなしに、国民が真剣に考えなければならぬものじゃないかと思うのです。そういう場合に、やはり私は学問というものが常に先行しないと、非常にむだの多い行政施策になりはしないか、そういうことで今回のこの法案を見ますと、私は調べて驚いたのは、この前も申し上げたけれども、日本は国立、公立、私立、まことに大学の数は多いけれども、林学部が学部としてあるところは一つもない。これはほんとに憂うべきことなんじゃないか、このことを質問申し上げたところ、実はそういう点も考えないではないけれども、学者の方々の意見を聞いたら、とりあえず学科を設置するとういうようなことが現状では妥当なんだという御答弁で、この前の予算委員会の質問ではそれ以上私は突っ込む時間がなくて切れてしまったのです。

そこで私はこの法律の審議にあたって、この問題については一体どういふ学者の御意見を聞いたか、詳しくはあのとき伺えなかったのですが、どういふ学者にお聞きになったのか、また林学部というものはこれ以上別にやる必要はないので、農学部なり、そういう農学一般の中でやったほうがいいんだという御答弁もしたかったと思

うのですが、私は思うに、これはいま林学部を学部としてつくるとかあるいは林業についての専門の単科大学をつくるのかいって、それだけの学者の体制すらないほどうすでにおくられてしまっているのではないかと、そのような心配を持つわけでありまして。したがって、この点は決してことばのやりとりとしてではなくて、率直に林学の問題について、文教行政の責任の衝に当たる者としては真剣に取組む必要があるんじゃないか、このことを非常に強く感じますので、これについての御見解を伺いたい。ことしの段階として、この学科を置く程度でいいというのか、将来もこういう態勢でけっこうなのだとお考えなのか、将来については、もっとこの点は十分根本的な検討を必要とするとお考えになっているのか、そういう点についてひとつ明確な御答弁をいただきたいと思

○愛知国務大臣 長谷川委員から予算委員会でも非常に御熱心な御議論が展開されたわけでございしますが、ただいまもお話しのように、時間が十分ございせんでしたために詳細お答えできませんでしたが、そのときと多少重複するかもしれませんが、昨年の二月に、文部省におきまして、大学における林学教育の改善について学識経験者の協力を求めて検討を加えたのでございしますが、そのときに出来ましたこれは正式の答申というわけではないと思ひますけれども、林学科については、森林生産、森林工学及び森林経営の三分野のいずれかに重点を置いて特色を持たせるように整備することが当面一番必要なことであるという御意見であつたわけでございします。それをとりあえず受けまして、昭和四十年度におきましては国立四つの大学、これは東京農工、名古屋、京都、信州の四大学でございしますが、それぞれに林産学科、森林工学科等を増設いたしまして、また演習林の経費あるいは演習林の設備費についてもある程度の増額の予算を組ませていただいたわけでございします。

ところで、これは私のほうからむしろ伺いたい

のでありますが、それらの学者諸君の間の意見としては、林学部の設置をしてはどうかという、こういう問題も当局としては意見も出したのでありますが、それに対して林学関係の学科が農学部にも所属しておりますのは、農学も林学も教育研究の対象が植物である、いずれも生物学的基礎に立って、農学系の学科と共通する基礎教育の分野、たとえば土壌、肥料、肥培、防虫等の共通分野があるからである。これを農学部と林学部と切り離して林学部を創設することはかえって両者の協力関係を円滑にしないおそれがあるから妥当であるかどうか、この点についてはもう少し科学的な検討を進めたい、こういう学者諸君の意見であつたわけでございまして、この点はさらに今後積極的に検討する姿勢でおるわけでございします。われわれのほうとしては、林学部を設置してはどうかという諮問をしたぐらいでございしますから、われわれの意図は御理解いただけるかと思うのでありますが、こういう点につきましては、ひとつ積極的に超党派的にお力添えをお願いいたします。

○渡海委員 ほか質疑はございせんか。――なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡海委員 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

○賛成者起立

○渡海委員 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡海委員長 次に、三木喜夫君外九名提出の市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。三木喜夫君。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。第一条中（事務職員に係るものとする。）を削る。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（時間外勤務手当に係る改正規定の適用）
2 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

理由

市町村立の義務教育諸学校の教員及び市町村立高等学校で定時制課程の授業を担当する教員の時間外勤務手当を都道府県の負担とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約百一億円の見込みである。

○三木（喜）委員 ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

につぎまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

科学技術の日進月歩する今日、教育の拡充発展は、世界各国、共通の課題であり、完全なる教育の質的充実発展につとめていることは御承知のとおりであります。

しかるに今日の日本の現状を見ますと、教育公務員の勤務条件は決して十分とはいえず、相当大きな超過勤務が行なわれ、過重労働に追い込まれているのであります。

すなわち、本来職務の内容から不特定の雑務まで一切を背負われ、法律に基づく一日八時間、一週四十四時間以内では、とうていその職務を処理することができず、超過勤務を余儀なくされているのが実態であります。

一九五二年における文部省初中局の調査によりまして、教育公務員は社会教育活動を除いて一人当たり一週十一時間の超過勤務が行なわれており、四人の仕事を三人で処理しているのであります。

教育公務員の絶対数の不足や免許外教科の担当や過大学級によるのももちろん、受け持ち時間数が多く、これに伴って、研修、授業準備、事後処理、採点などに要する時間が増加しており、さらに、生徒会指導、校外指導、家庭訪問などの重要な指導に相当時間がかかるためであります。

また、事務職員、養護職員、給食関係職員、用務員の不足から、調査統計給与等の事務や出張、集金、給食、保険衛生、図書等に関する仕事が多く、さらに湯茶接待、清掃、営繕等の不特定の雑務が多いことが原因となっているのであります。

以上のような勤務実態は、本来の教育活動を大きく妨げていることはもちろん、教育公務員の私生活まで圧迫し、健康的で人間らしい生活をゆがめているのであります。

このような超過勤務が現実存在するにもかかわらず、超過勤務手当すら支払われないことはきわめて遺憾なことであり、

教育公務員以外の公務員については、法的根拠

に基づいて超過勤務手当が支払われており、またそのために給与の六％に相当する額が予算化されているのであります。が、ひとり教育公務員のみが、超過勤務をしているにもかかわらず超過勤務手当が支払われないのは不当であります。

現実に教育公務員が超過勤務を行なっている以上、理由の如何にかかわらず、超過勤務手当を支払うべきであり、このことは労働基準法やその他の諸法令、次官通達、人事院事務総長の回答、京都地裁判決、千葉県人事委員会の判定等から当然のことであり、昨年八月の人事院勧告も教育公務員の超過勤務手当について「現行制度のもとに立つかぎり、成規の時間外勤務に対しては、これに応ずる超過勤務手当を支給する措置が講ぜられるべきは当然である」と述べており、教育公務員のみを例外として認めることは許されないのであります。

したがって、この際、所要の改正を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和四十年三月二十九日印刷

昭和四十年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局